

平成22年6月25日（金）

22年度 全国特別支援学級設置学校長協会 定期総会

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育制度	2.
2. 学習指導要領の改訂	16.
3. 特別支援教育の更なる充実に向けて	19.
4. 学校における支援体制の整備状況・課題	28.
5. 指導体制・リソースの充実強化	36.
6. その他の課題	41.

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育の充実

特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特別支援教育の課題

- 特別支援教育の対象児童生徒の増大
 - ・平成10年度から平成20年度にかけて、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数は、約30%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約80%増、通級指導対象者はほぼ倍増(全幼児児童生徒数は、約13%減)。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備
 - ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
 - ・幼稚園、高等学校→一般的に体制整備に遅れ
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現
 - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成
- 教員の専門性の向上
 - ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

具体的な施策

- 幼・小・中・高等学校等の特別支援教育体制の整備(平成22年度予算額)
 - ・特別支援教育総合推進事業(305百万円)
- 特別支援教育に係る人的環境の整備(平成22年度予算)
 - ・特別支援教育の充実のための定数改善(1,778人)、非常勤講師の配置
 - ・特別支援教育支援員(地方財政措置:H19年度~公立小・中学校、H21~公立幼稚園)
- 特別支援学校の大規模化・狭隘化への対応
 - ・教室不足等の解消のための施設整備等
- 特別支援学校等の学習指導要領の改訂
 - ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等
- 特別支援教育担当教員の専門性の向上
 - ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施
- (独)国立特別支援教育総合研究所の充実
 - ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

特別支援教育の対象者

①	特別支援学校	0.58%(約6万2千人)
②	小・中学校の特別支援学級	1.26%(約13万5千人)
③	通級による指導	0.50%(約5万4千人)
④	通常学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒が約6.3%で在籍の可能性(H14文部科学省調査)	

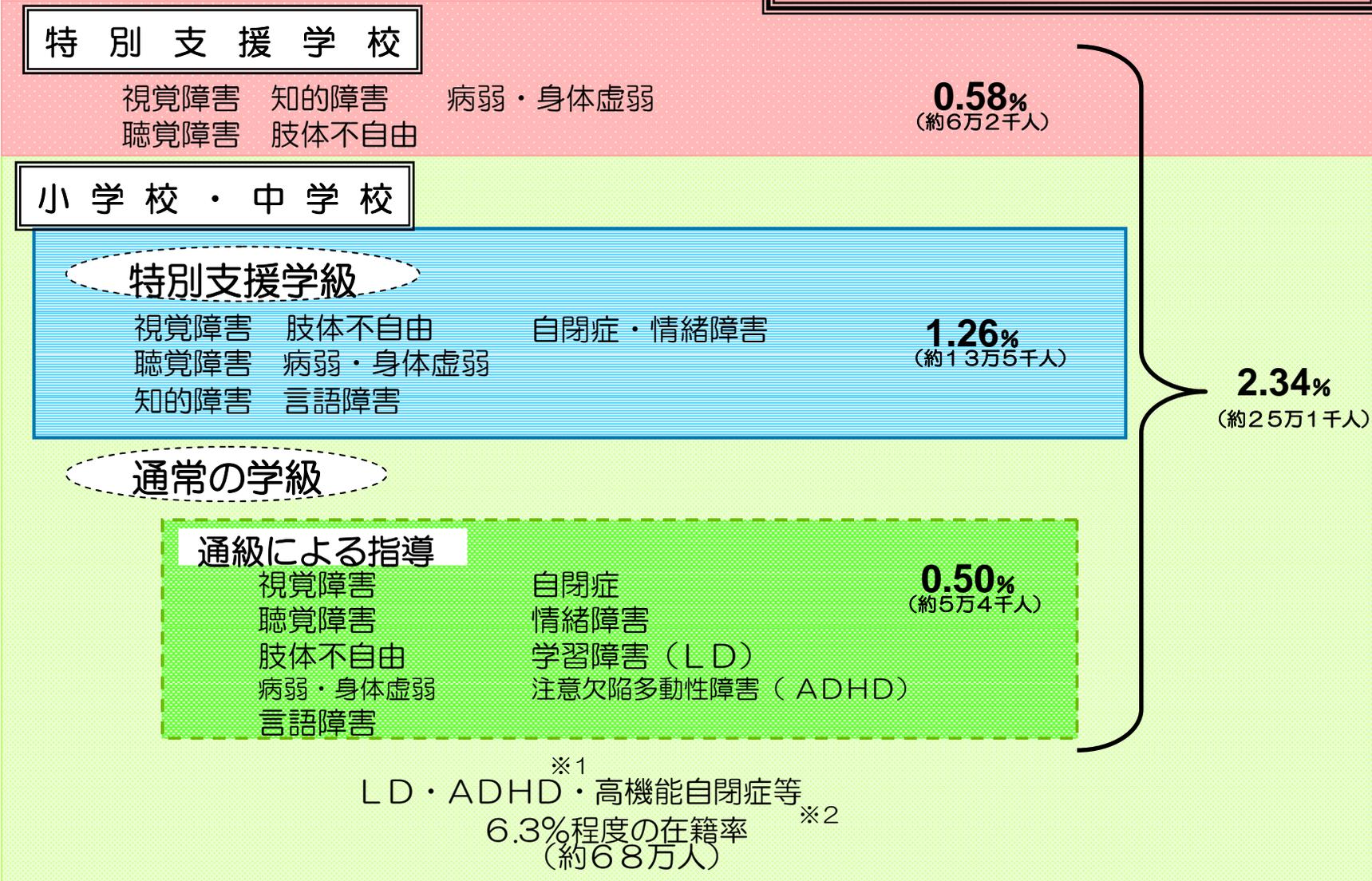
※ 数値は、義務教育段階における全児童生徒数に占める対象児童生徒数の割合。()内は対象児童生徒数。

1. 特別支援教育制度

特別支援教育の対象の概念図 〔義務教育段階〕

重
↑
障害の程度
↓
軽

義務教育段階の全児童生徒数 1074万人



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成21年5月1日現在)

各都道府県・市町村における発達障害のある児童生徒の実態調査について

(小・中学校:文科省調査に準じたもの)

都道府県・市町村		(H14文科省調査)	岩手県	秋田県	山形県
実施時期		平成14年2月	平成18年2月	平成18年7月	平成18年9月
対象		全国5地域の小・中学校児童生徒の2.5%を抽出	県内小・中学校の児童生徒の約30%を抽出	県内全ての小・中学校児童生徒(但し、気になる子どもについて調査票作成)	県内小・中学校の児童生徒の約3%を抽出
調査方法		文科省チェック項目を使用、複数の教員にて判断	文科省チェック項目を使用、教員及び校内委員会にて判断	文科省チェック項目を使用、教員及び校内委員会にて判断	文科省チェック項目を使用、複数の教員にて判断
調査結果 (著しい困難を示す児童生徒の割合)	学習面ないし行動面	6.3%	4.5%	1.8%	6.2%
	学習面	4.5%	—	1.4%	4.6%
	行動面	2.9%	—	1.2%	3.0%
	学習面と行動面共に	1.2%	—	0.8%	1.4%

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果 概要(平成21年3月時点)

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

一課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合一

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

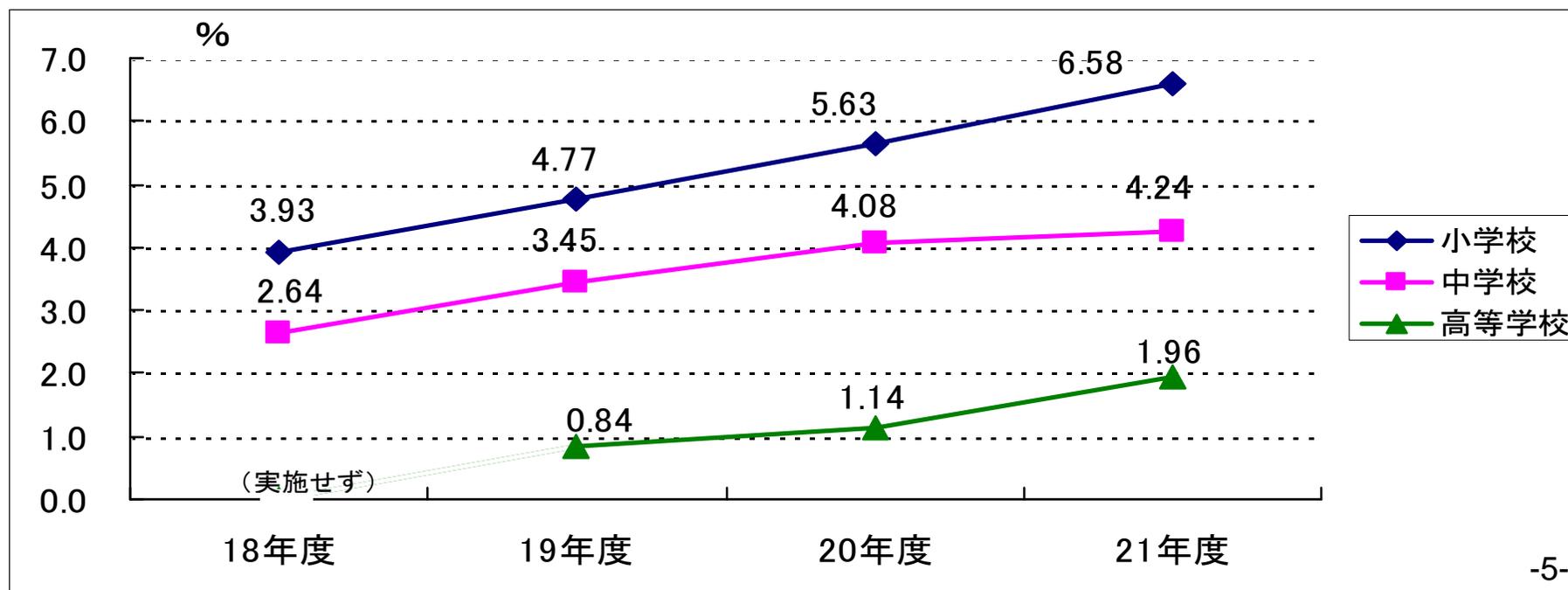
※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

滋賀県：特別な支援が必要だと思われる児童生徒数の年次推移

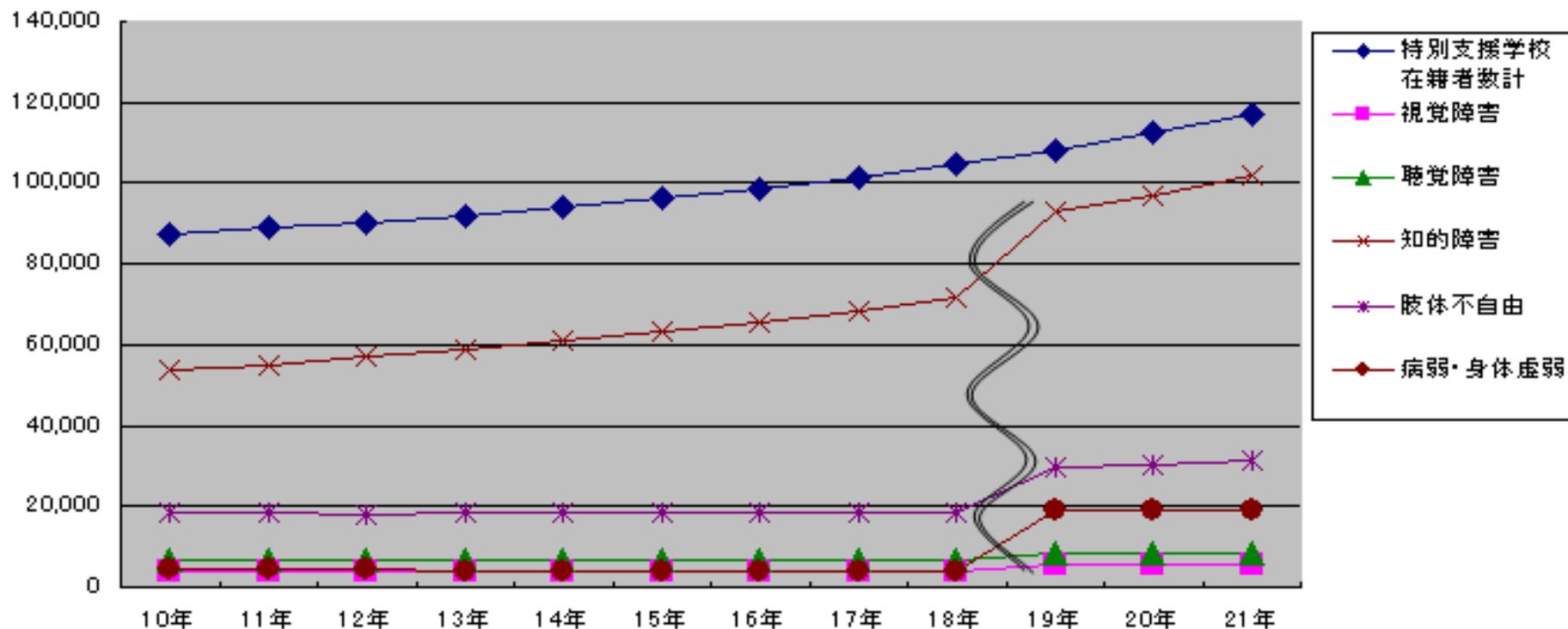
※通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数（公立の小・中・高等学校のみ）

	小学校			中学校			高等学校		
	児童生徒数	対象者数	割合(%)	児童生徒数	対象者数	割合(%)	児童生徒数	対象者数	割合(%)
18年度	85,557	3,366	3.93	40,273	1,064	2.64	—	—	—
19年度	85,594	4,084	4.77	40,557	1,400	3.45	33,198	278	0.84
20年度	86,625	4,878	5.63	40,198	1,642	4.08	32,370	368	1.14
21年度	86,379	5,684	6.58	40,357	1,710	4.24	32,346	635	1.96



① 特別支援学校の現状（平成21年5月1日現在） ※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	116	632	295	129	1,030
在籍者数	5,798	8,461	102,084	31,086	18,926	117,035

※注:平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

特別支援学校における医療的ケアの 現状（H21調査結果）

- 全国の公立特別支援学校に在籍する約11万2千人*のうち6.2%（約7千人）の子ども

（* 高等部専攻科を除く）

- 医療的ケアを必要とする子どものうち

- － 通学生が7割、訪問生が3割

- － 低年齢ほど高い割合（総数・在籍率とも増）

- ・ 小学部 10.4%（対前年度+0.4ポイント）

- ・ 中学部 6.5%（同+0.3ポイント）

- ・ 高等部 3.3%（同-0.3ポイント）

全国の公立特別支援学校に在籍する 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数

区分		医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(人)				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
通学生		45	2,551	1,223	1,142	4,961
訪問 教育	家庭	0	587	276	217	1,080
	施設	0	173	81	149	403
	病院	0	258	119	160	537
計		45	3,569	1,699	1,668	6,981
在籍数		1,523	34,254	26,081	50,000	111,858
割合		3.0%	10.4%	6.5%	3.3%	6.2%

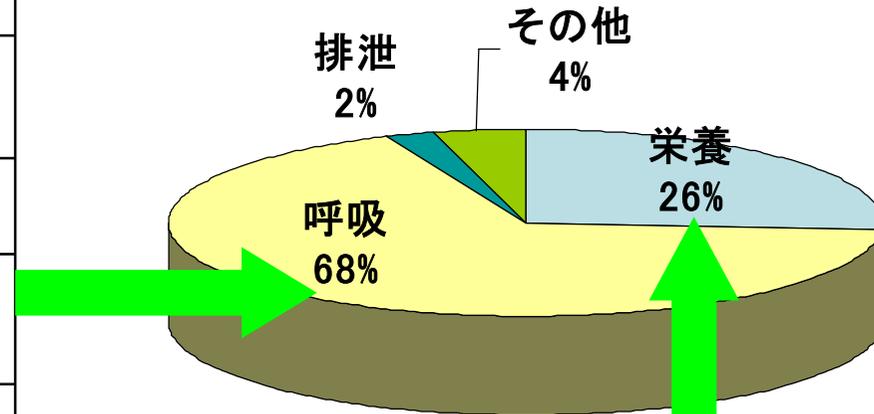
※ 高等部専攻科の生徒数を除く。

文部科学省「特別支援護学校における医療的ケアの実施体制整備状況に関する調査」(調査期日:平成21年5月1日)

医療的ケアの内訳

●口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	2,872
口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道)	2,011
経鼻咽頭エアウェイ内吸引	123
気管切開部(気管カニューレ)からの吸引	1,813
気管切開部の衛生管理	1,635
ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	1,577
経鼻咽頭エアウェイの装着	153
酸素療法	978
人工呼吸器の使用	720

ケアの総数17,629件

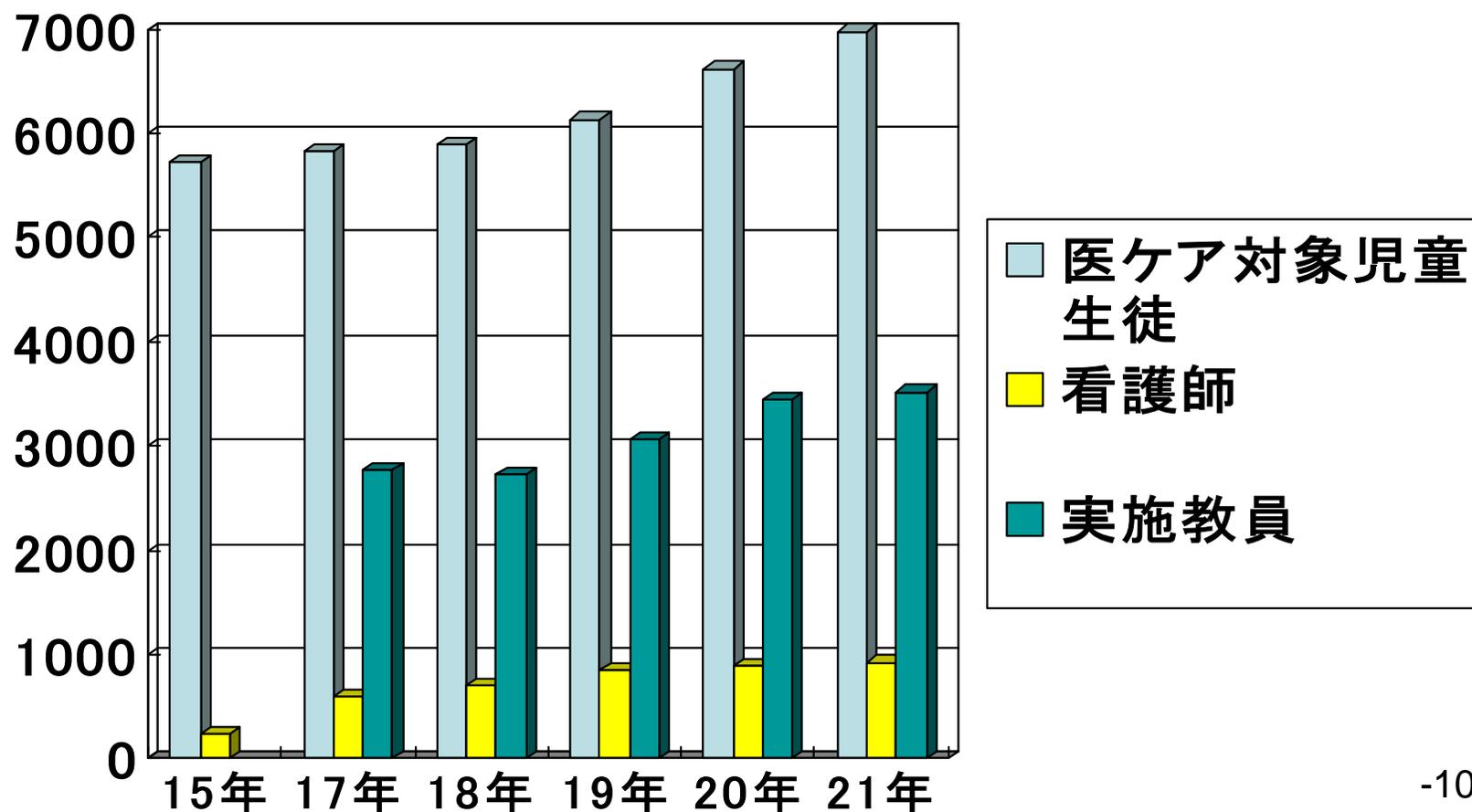


●経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)	2,355
●経管栄養(胃ろう)	1,979
●経管栄養(腸ろう)	116
経管栄養(口腔ネラトン法)	99
IVH中心静脈栄養	58

●: 看護師の具体的な指示の下に教員が実施できるケア

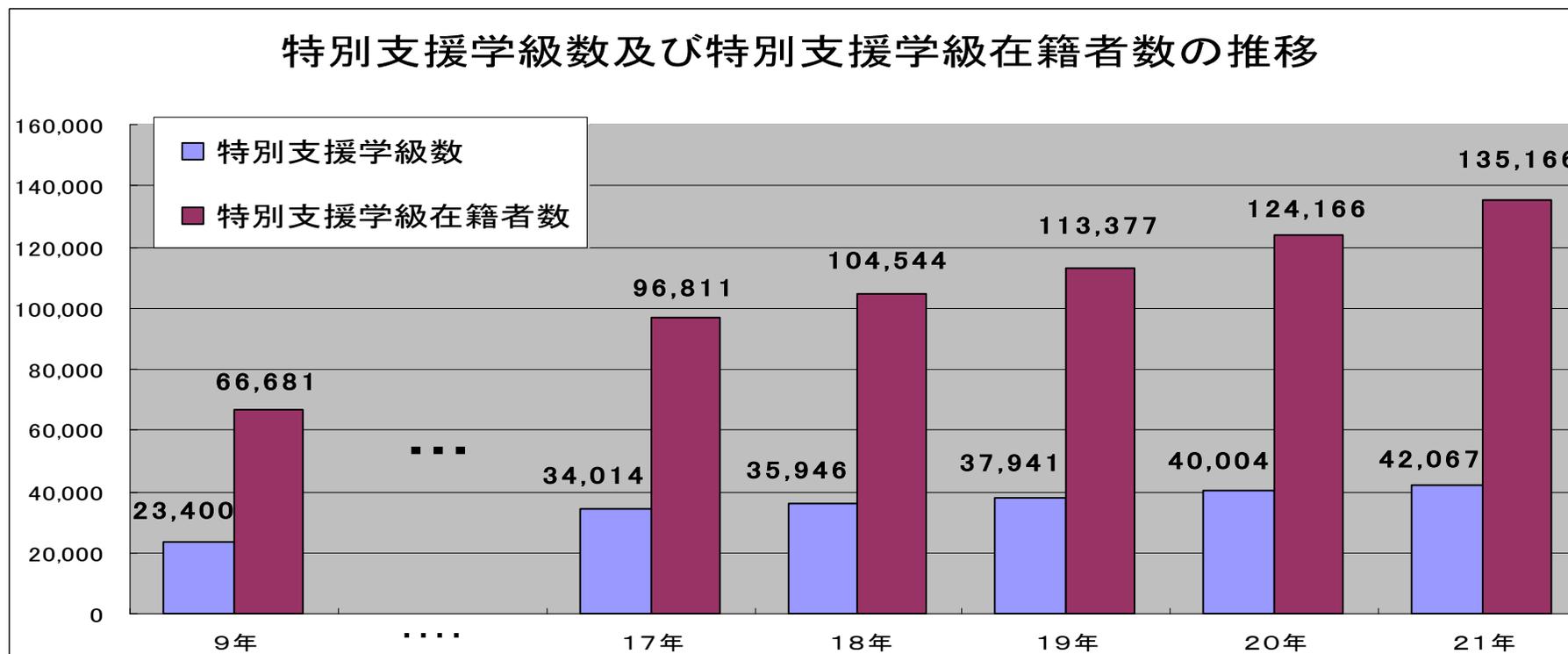
医療的ケアを誰が行っているか

- ・医療的ケアに対応する看護師数は925人:5年間で3倍以上の増加
- ・教員数は3,520人:児童生徒数の1/2



②特別支援学級の現状(平成21年5月1日現在)

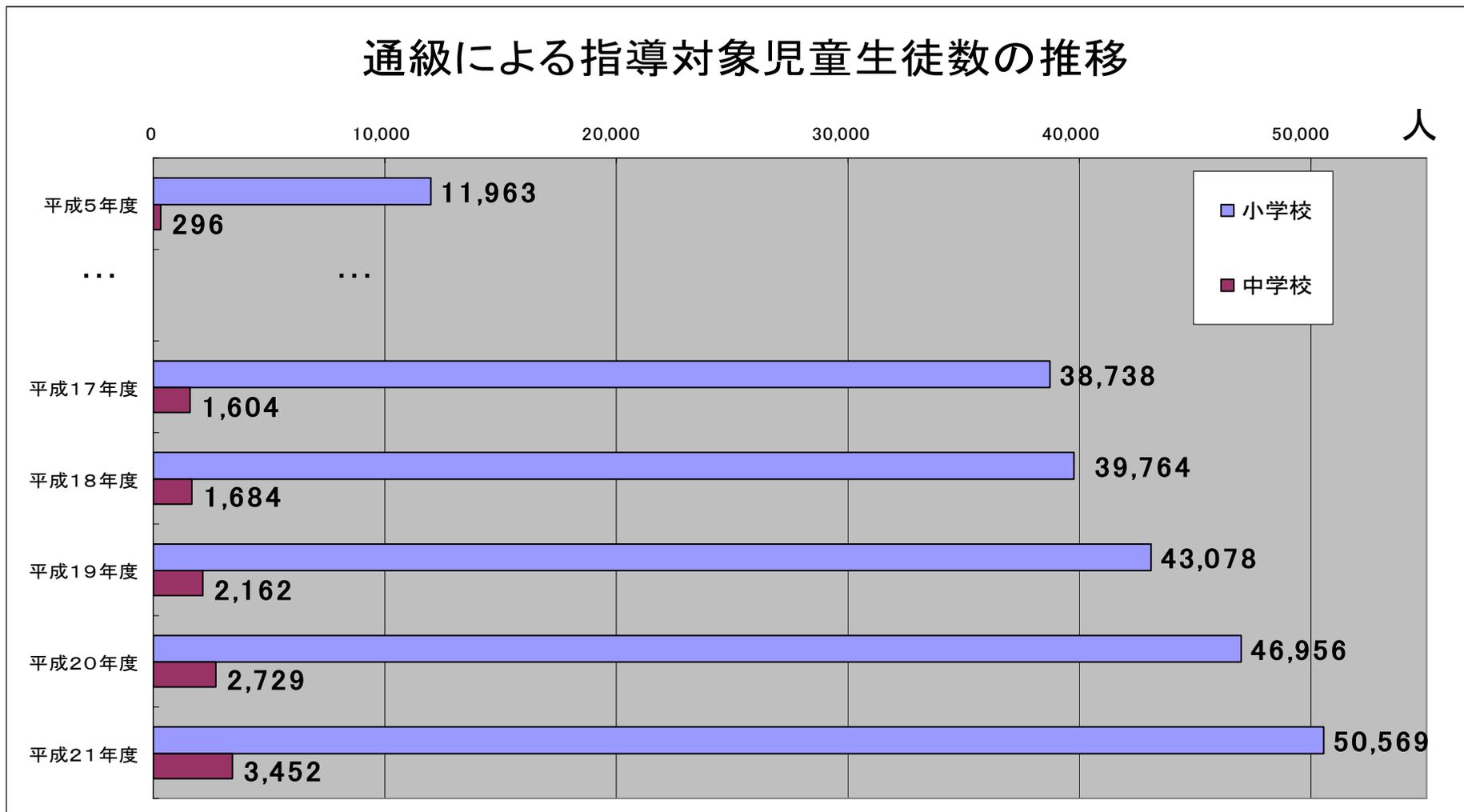
特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



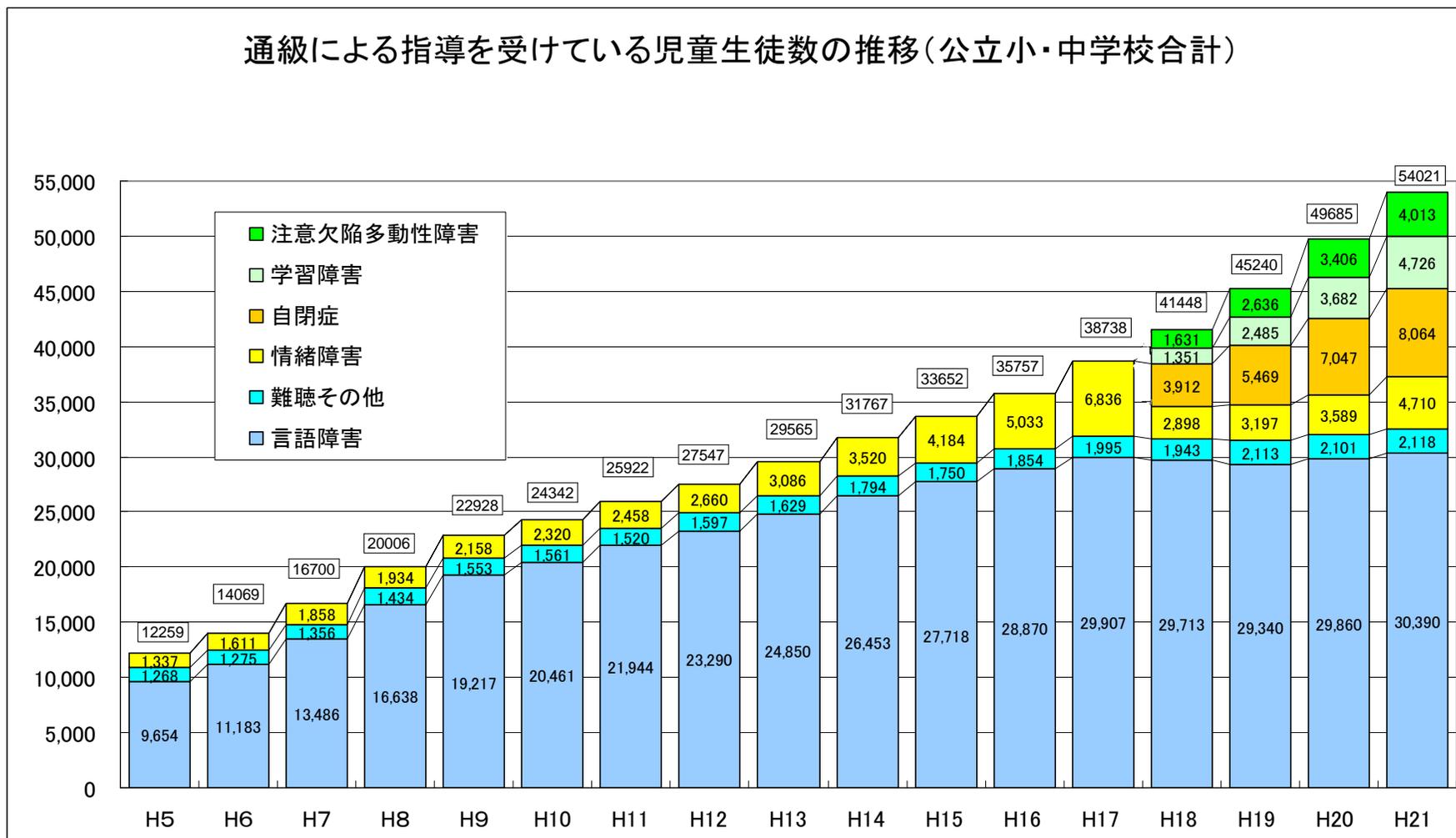
	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	21,779	2,536	1,153	298	714	488	15,099	42,067
在籍者数	75,810	4,221	2,117	359	1,216	1,488	49,955	135,166

③通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・従来の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

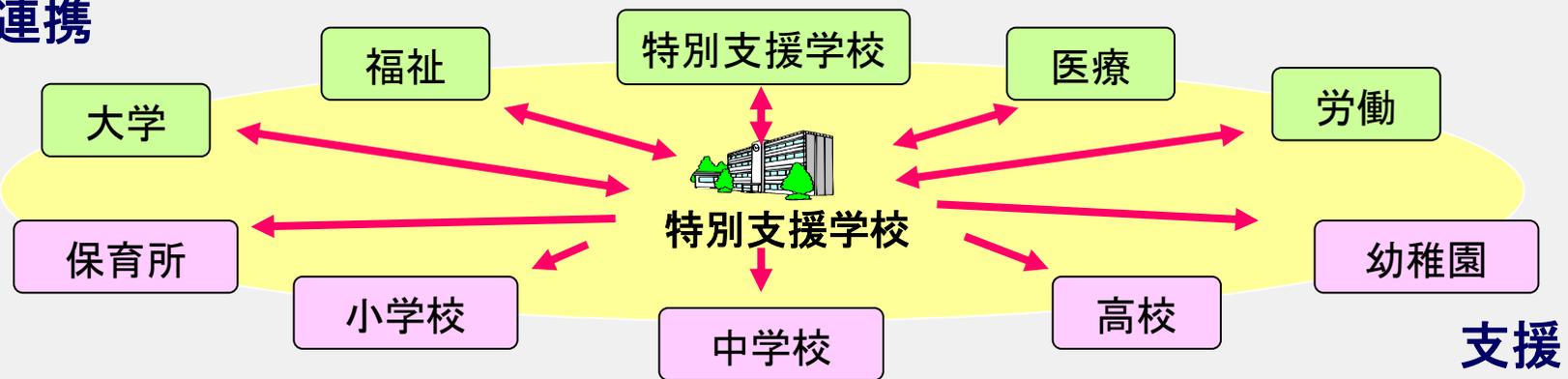
平成19年4月1日

特別支援学校のセンター的機能

学校教育法等の一部改正(H19.4~)

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う

連携



センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供

2. 学習指導要領の改訂

(1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

<中学校学習指導要領> (小学校学習指導要領もほぼ同旨)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

<中学校学習指導要領解説 総則編>

第3章

第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(2) 特別支援学校学習指導要領等（平成21年3月告示）

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

○学習指導要領の実施時期

小学校・中学校・高等学校学習指導要領等の実施スケジュールに準拠
新学習指導要領等の実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
* 幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
* 小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面実施		
* 中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校 (高等部)	告示	周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行) 数学、理科	学年進行 で実施

(*注:特別支援学校幼稚園部・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

3. 特別支援教育の更なる充実に向けて

(調査研究協力者会議の検討・提言等)

- (1) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者
会議 審議経過報告（概要：平成22年3月）
- (2) 特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の
中間とりまとめ）～早期からの教育支援の在り
方について～（平成21年2月）
- (3) 高等学校WG報告（平成21年8月）主なポイ
ント

○ 特別支援教育の更なる充実を図るための検討の方向性及び課題について、以下のとおり整理

1. 特別支援学校

①改正学校教育法(H19年度～)への対応

- ・複数障害への対応を含めた適正配置、計画的整備
- ・センター的機能の取組推進、理解啓発、関係機関とのネットワークづくり

②交流及び共同学習(副籍,支援籍等を含む)

- ・居住地校交流に係る理解啓発
- ・直接交流に係る教育課程上の位置づけ、評価、安全確保

③職業教育・就労支援

- ・職域の拡大・就労に向けた教育課程の見直しや支援方法の開発推進
- ・多様な就業体験の充実(小・中学部段階からの職場体験活動の機会拡大など)



2. 早期からの教育支援、就学相談・指導

○ 平成21年2月の中間とりまとめ「特別支援教育の更なる充実に向けて」において、①早期からの教育相談・支援の充実、②就学指導の在り方、

③継続的な就学相談・指導の実施、④居住地の小・中学校とのかかわり、⑤市町村教育委員会等の体制整備、⑥障害者権利条約、について提言・報告

○ 特に、就学相談・指導の在り方については、今後、障害者権利条約批准のための政府全体の障害者制度改革の検討状況も踏まえつつ、更なる検討が必要

3. 小・中学校における特別支援教育

①校内体制の整備

- ・支援の「質」の一層の充実(校長の理解促進と適切なリーダーシップ、全校的体制の構築など)
- ・特別支援教育に係る教員配置
(すべての学級に発達障害の児童生徒が在籍する可能性)

②特別支援教育コーディネーター

- ・研修等を通じた人材養成の推進
- ・複数配置による専門性の相互補完,組織的対応
- ・スペシャリスト配置による地域全体の推進強化
- ・校務専念のための環境整備

③個別の教育支援計画、個別の指導計画

- ・必要な者に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
(実態把握、専門性やノウハウに関する小・中学校への支援、センター的機能活用、PDCAサイクルの確立など)
- ・個別の教育支援計画と類似の計画との関係整理
(生涯にわたる一貫した支援の観点)



④特別支援教育支援員

- ・すべての学級に発達障害等の児童生徒が在籍する可能性を踏まえた配置促進、地域格差是正
- ・人材確保や研修の在り方、教員との役割や責任分担、学生支援員の活用促進、NPOとの連携及び役割分担

⑥特別支援教室構想

- ・児童生徒が籍を置かない「教室」への教員配置システムの在り方
- ・必要な指導時数、在籍学級と特別支援教室との指導や責任の分担、教育課程の編成・実施・評価等の在り方
- ・特別支援教室担当教員と在籍する通常学級担当教員双方の専門性確保の在り方



⑤特別支援学級、通級指導

- ・担当教員の専門性向上、児童生徒の実態に応じた教育課程編成
- ・知的障害のある児童生徒、境界域の児童生徒への対応
- ・他校通級が多い実態への対応、巡回指導の促進

4. 高等学校における特別支援教育

- 平成21年8月の高等学校WG報告「高等学校における特別支援教育の推進について」において、
 - ①高等学校における特別支援教育の必要性、②高等学校における特別支援教育体制の充実強化、
 - ③発達障害のある生徒への指導・支援の充実、
 - ④高等学校入試における配慮や支援等、⑤キャリア教育、就労支援等、について提言
- 今後、先進的な取組事例の蓄積、成果を踏まえつつ、上記提言に沿って、高等学校における特別支援教育の推進、充実に積極的に取り組むことが必要



5. 特別支援教育担当教員等の専門性

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、通常学級担当教員それぞれが必要とする特別支援教育に関する知識及び理解
- 特別支援学校教諭免許状の在り方について、教員資質向上方策の見直しの動向を踏まえ要検討
- 採用、配置(人事異動)、研修等を通じた専門性の確保

①特別支援学校教員の専門性

- ・免許状の各教育領域に共通する専門性や教育領域ごとの専門性確保
- ・免許状保有率の向上、他領域の免許状取得の計画的促進
- ・教育職員免許法附則16項「当分の間」の扱い
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校間の適切な異動など)



②小・中学校の担当教員等(※)の専門性

※ 特別支援学級担任、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター

- ・各障害種の専門性を担保できる仕組み
- ・特別支援教育の経験が少ない若手教員への支援の仕組み
- ・個別の指導計画等の作成・活用のため、専門性のある者が支援する体制の確立
- ・特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状取得促進のための環境醸成
- ・弾力的な人事上の配慮(同一校の在職年数延長、特別支援学校との適切な人事交流など)

③小・中学校通常学級担当教員の専門性

- ・特別支援教育に関する基礎的知識(障害特性、障害に配慮した指導、個別の指導計画の作成・活用など)
- ・特別支援教育のみならず、学級経営力、授業力、人間形成力など教員としての基本的資質の総合力
- ・各教科等への特別支援教育の視点を加えた授業力
- ・具体的かつ実践的な研修(教員と専門医等の連携によるケーススタディなど)



6. 学校外の人材や関係機関、民間団体等との連携協力

①学校外の人材の活用と関係機関との連携協力

- ・各学校と地域における医療、保健、福祉、労働等との効果的かつ効率的な連携・協力
- ・外部専門家(PT,OT,ST等)の活用など教員を支えるシステムづくり
- ・学校単位での専門性担保、地域単位での支援体制の整備

②親の会、NPOや学校ボランティア等との連携協力

- ・新しい公共の視点を踏まえつつ、各地域における親の会、NPO、学校支援ボランティア等の活用推進
- ・NPO等の育成・支援の在り方、
- ・関係機関、親の会、NPO等との連携及び有機的なネットワークの構築

◇ 特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）

～早期からの教育支援の在り方について～

平成21年2月12日

☆基本的な考え方

障害のある子どもに対する多様な支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、特別支援教育の理念の実現を図る。

○早期からの教育相談・支援の充実

- ・ 教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能等の十分な活用を図るとともに、体制整備や専門性の向上、医療、福祉、保健等関係機関との連携による情報共有化等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが必要。
- ・ 幼稚園での個別の教育支援計画の作成・活用等を推進するため、教育委員会が首長部局等と連携しつつ、専門家チームの派遣や教員研修の機会を提供するなど、幼稚園等に対する支援を充実することが必要。

○就学指導の在り方

- ・ 幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るため、市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画を作成する。
- ・ 障害のある子どもが就学する学校について、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとする。
- ・ 就学する学校の決定は、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて保護者との共通認識を醸成し、保護者の意見を十分に踏まえることを前提として、制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定することとし、就学後も継続的な就学相談・指導を行うなど適切かつ柔軟できめ細かな対応を行うことが必要。

○居住地の小・中学校とのかかわり

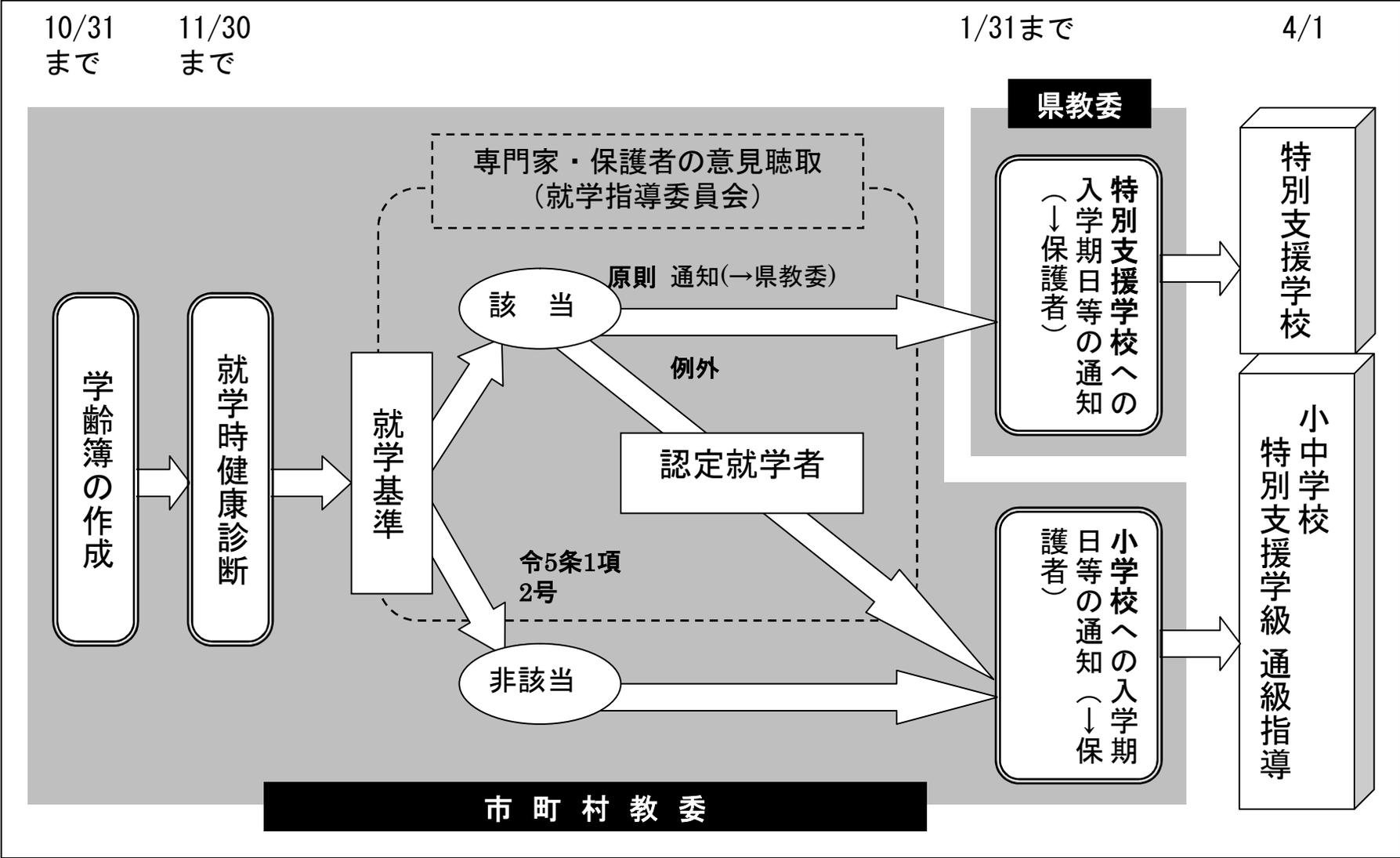
- ・ 特別支援学校に就学する児童生徒が、居住地の小・中学校との交流を深めるための取組（東京都の副籍、埼玉県の支援籍等）について、国においても指針を示すこと等により促進。

○市町村教育委員会等の体制整備

- ・ 市町村教育委員会等が適切な教育支援を行うためには、教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、退職教員を非常勤職員等として配置したりするなどの体制整備を図ること等が必要。

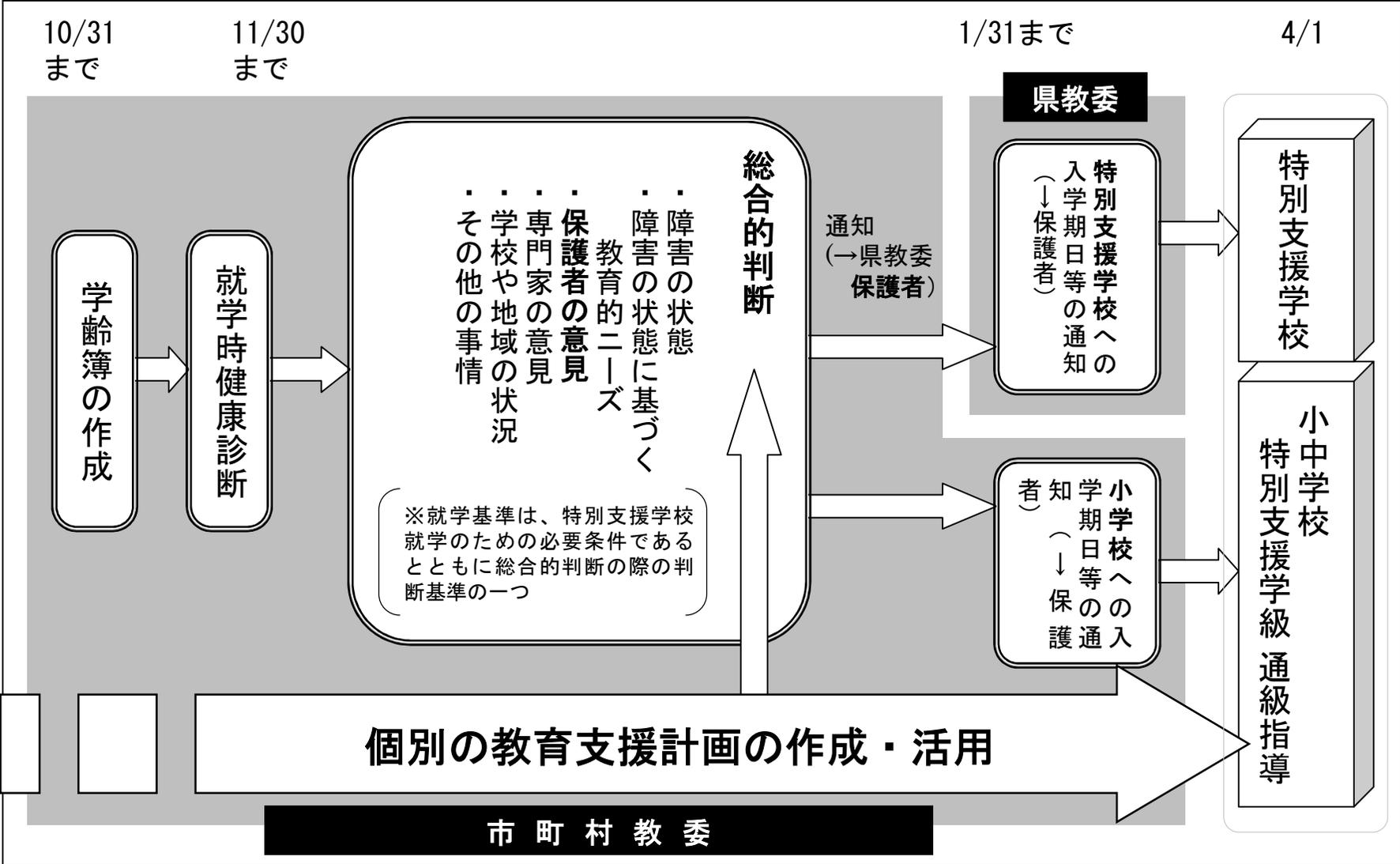
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【現在の手続】

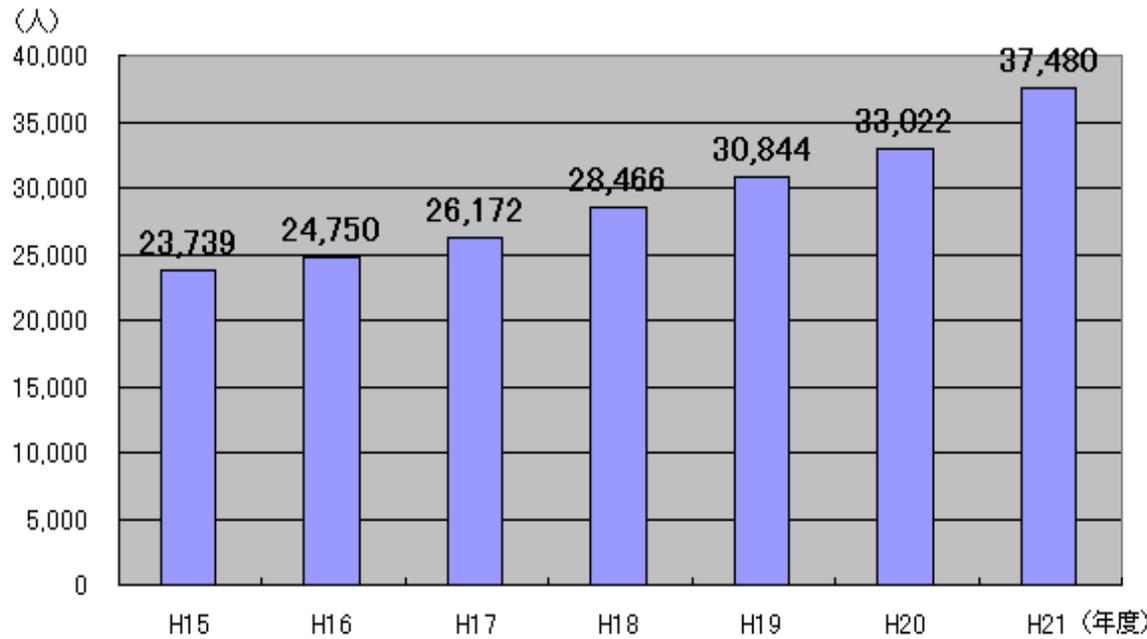


障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正イメージ】

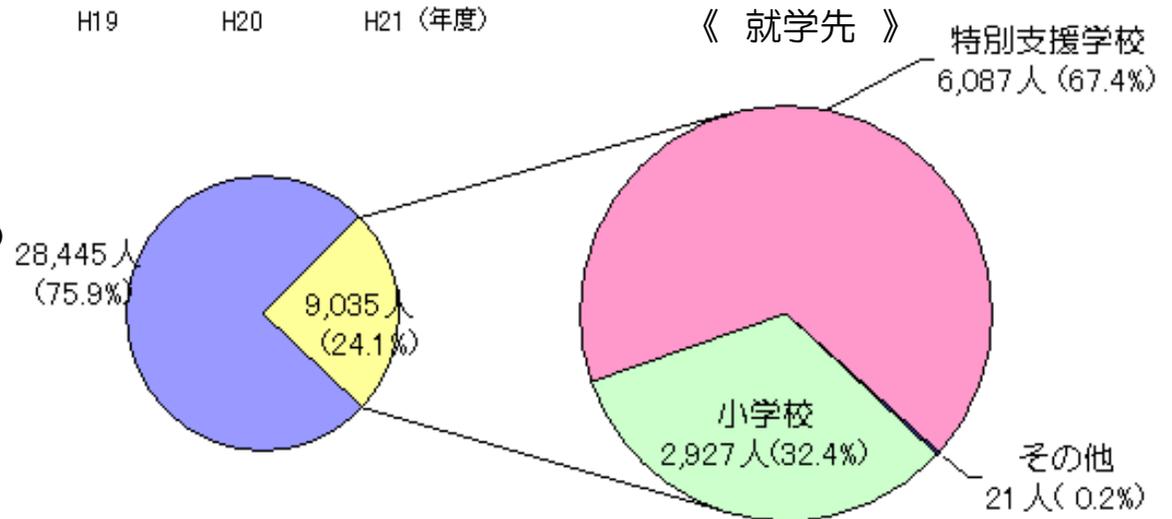
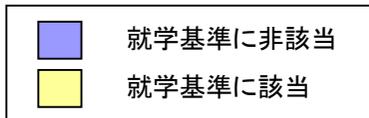


認定就学者数等及び就学指導委員会等に関する実態調査の結果について (平成22年1月：文部科学省)



小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として市町村就学指導委員会等の調査・審議対象となった者の数(人)の推移

市町村就学指導委員会等の調査・審議の対象となった者の就学先等の状況
(平成21年5月1日現在)



高等学校WG 報告主なポイント

平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ

特別支援教育の必要性・体制整備状況

必要性

- ・ 中教審答申(H17)、学校教育法改正
- ・ 高校進学者の約2%が支援を要する状況
(全日制に比し定時制・通信制では相対的に高い割合)

現状

- ・ 小・中に比し体制整備に相対的遅れ (校内委・コーディネーター：7割強、個別の指導計画・教育支援計画：1割前後 → 特に私立高の遅れ顕著)
- ・ 各種モデル事業等の成果を踏まえた対応が進捗

キャリア教育・就労支援等

- ・ 社会生活・就労への適応力向上のための指導・支援充実
(SST*など：モデル事業成果の普及、特別支援学校との連携等)
- ・ 関係機関との連携・情報提供
(学校・企業の橋渡し人材配置等)
- ・ 卒業後の継続的就労支援
[* Social Skill Training]

出口側の支援

体制の充実強化と指導・支援の充実方策

体制充実

- ・ 管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- ・ 専門性ある支援員の配置 (財政措置の必要性)
- ・ 生徒指導等既存の校内組織との連携
- ・ 特別支援学校のセンター的機能活用 / 私立高校への支援

指導充実

- ・ 障害特性に応じた教科指導 / 多様な評価方法 (レポート指導等)
- ・ 特別の教育課程編成の検討 (学習指導要領による教育課程の弾力的運用 / 通級指導に類する実践等：生徒の自尊感情への配慮要)
- ・ ICTの活用 / 先進・優良実践事例の情報集積・発信

高校の内容(体制・指導)充実

入口側の支援

入試における配慮・支援

- ・ 公平性を基本とした配慮と保護者への周知
- ・ 中高連携 (情報提供・入学決定後の引継ぎ等)

4. 学校における支援体制の整備状況・課題

- (1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況
- (2) 国公立別別の状況
- (3) 校内体制・コーディネーターの活動状況等
- (4) 学校における特別支援教育推進上の課題

(1)~(3) 出典:

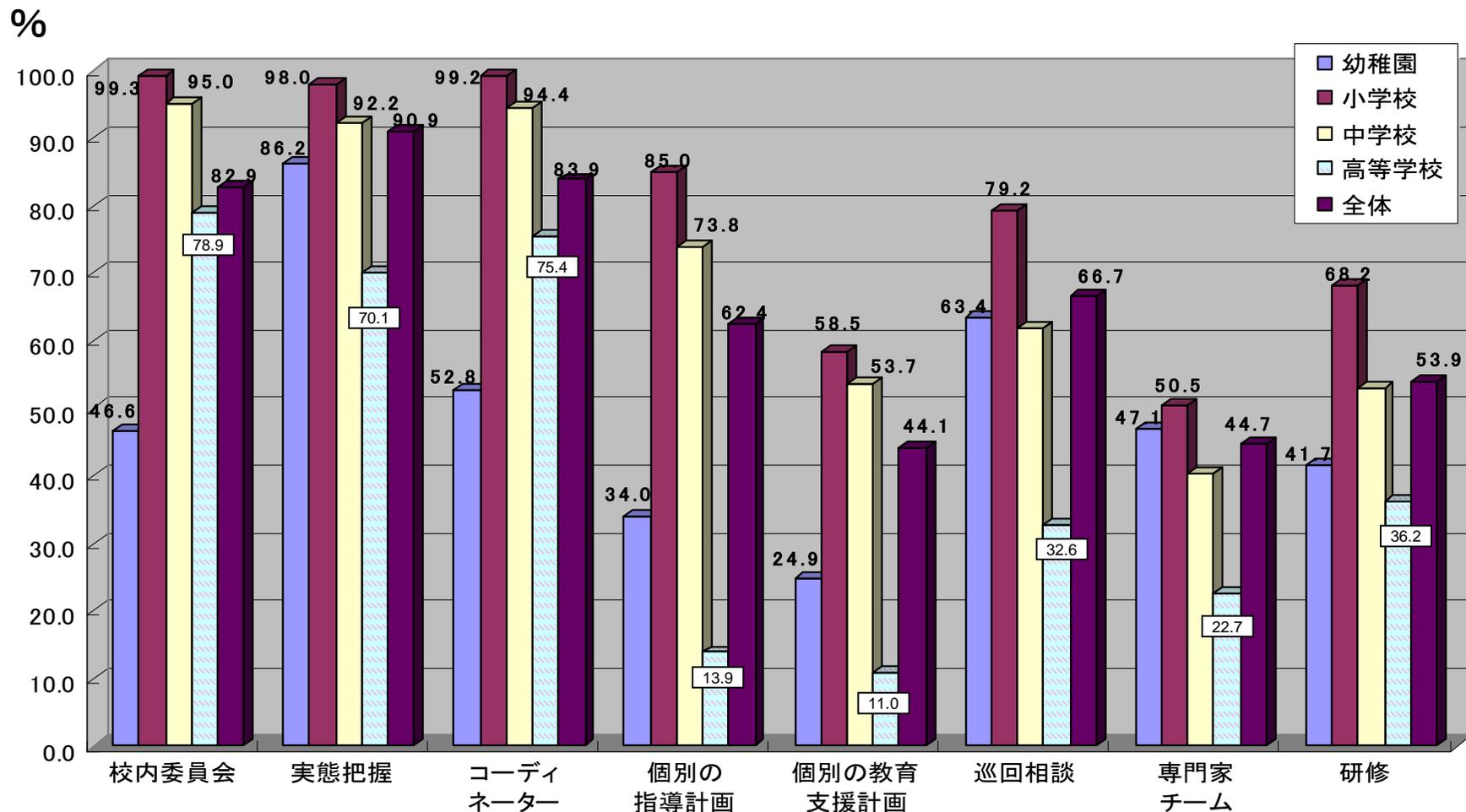
文部科学省 平成21年度特別支援教育体制整備状況調査
(調査期日:平成21年9月1日)



(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 公立幼・小・中・高等学校については、比較できるほぼ全ての調査項目で平成20年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。
- 小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。
公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されている。

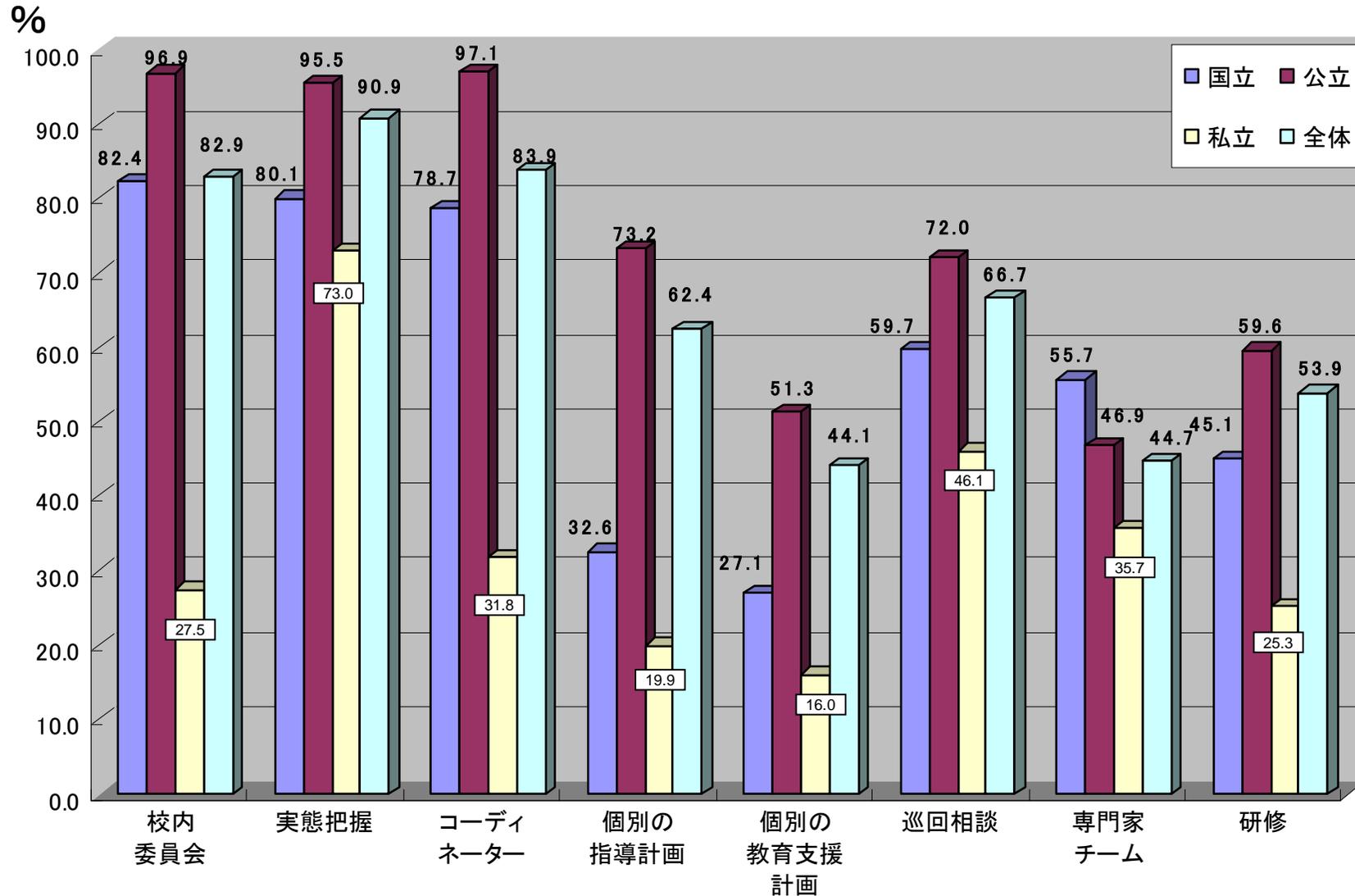
国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成21年度)



(2) 国公立別の状況

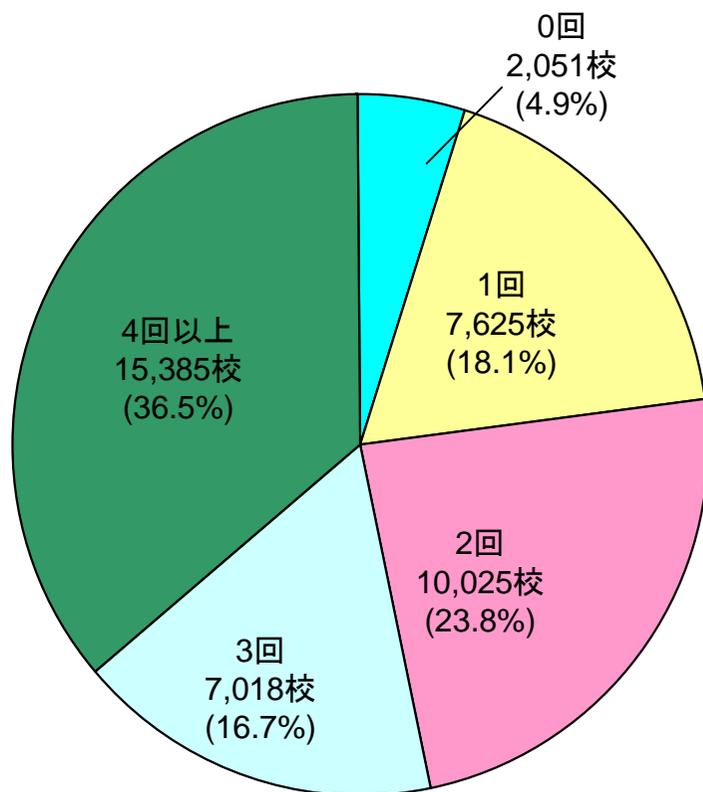
- 国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。

国公立別・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成21年度)

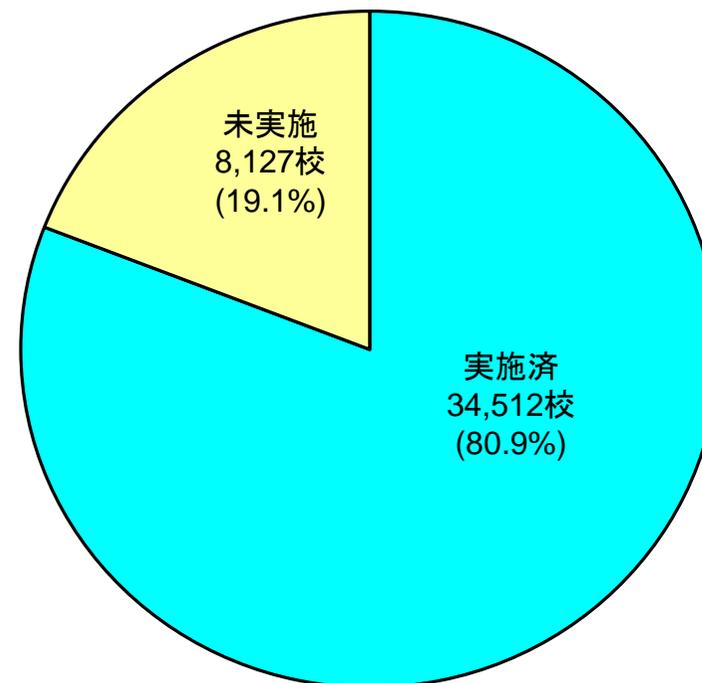


(3) 校内体制・コーディネーターの活動状況等 (校内委員会の開催／連絡調整／研修の実施)

①国公立計・幼小中高計・「校内委員会」開催回数状況
－全国集計グラフ(平成21年度)

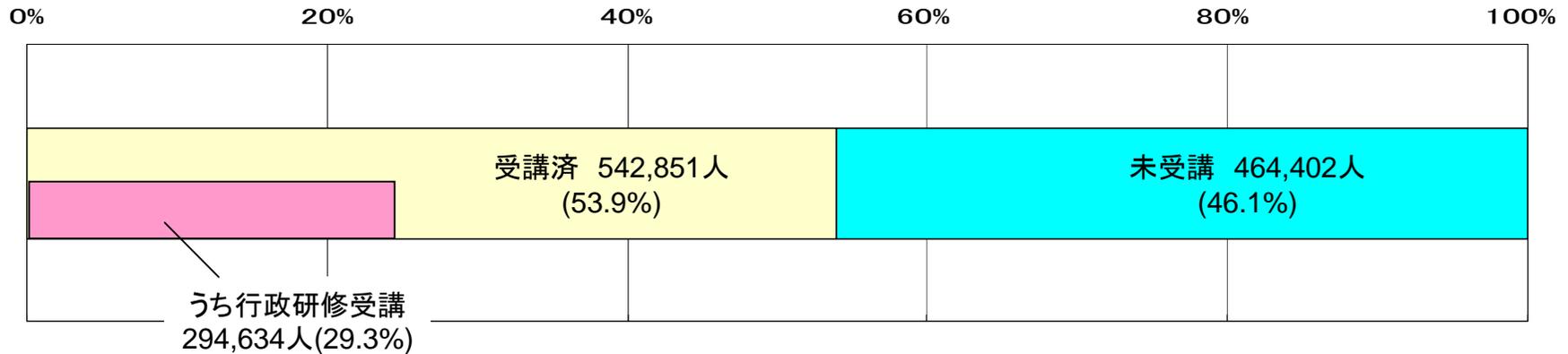


②国公立計・幼小中高計・
「特別支援教育コーディネーター」
連絡調整等の実施状況－全国集計グラフ(平成21年度)

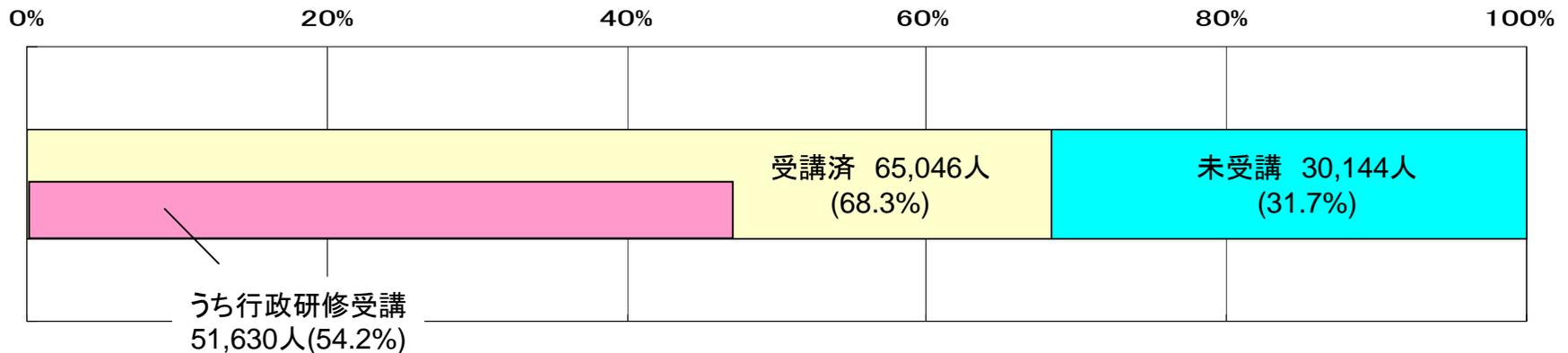


教員等研修の実施状況

①国公立計・幼小中高計・教員研修受講率－全国集計グラフ(平成21年度)

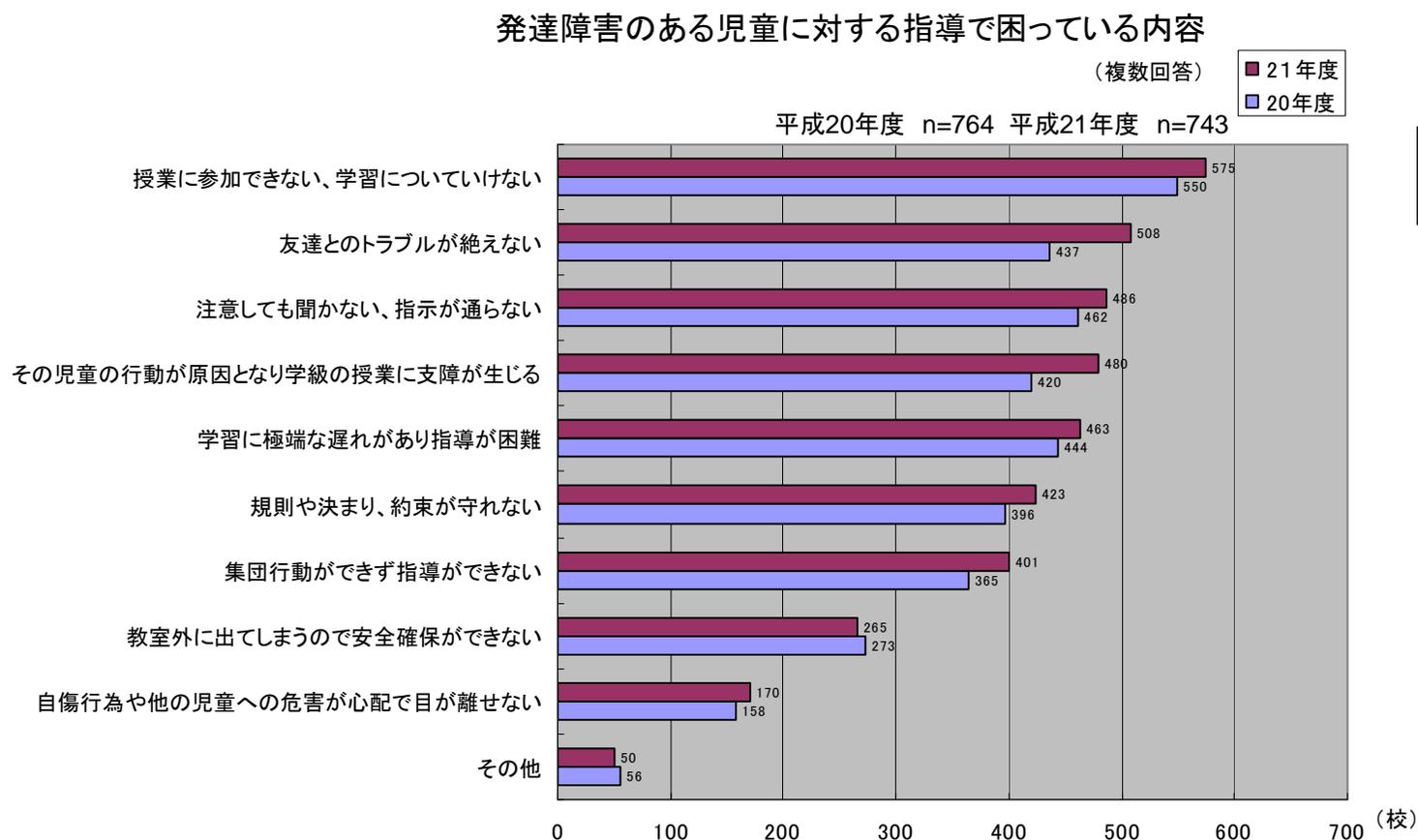


②国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率－全国集計グラフ(平成21年度)



(4) 学校における特別支援教育推進上の課題

[平成21年度 全国連合小学校長会（全連小）特別支援教育委員会調査結果（H21. 7～8）より ①]

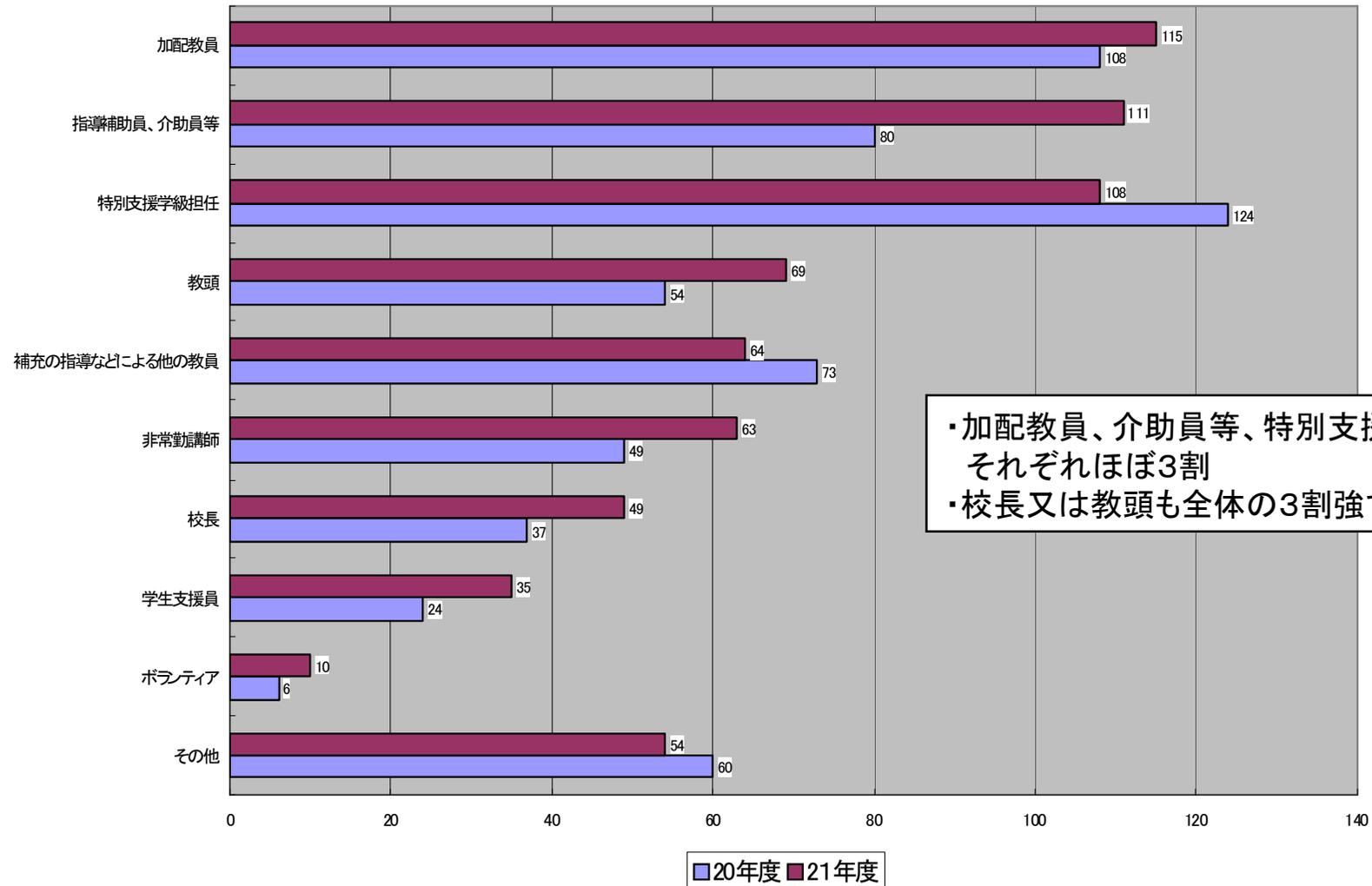


取り出し指導の指導者

[全連小 特別支援教育委員会 調査結果 (H21. 7~8) より ④]

取り出し指導の指導者(複数回答)

平成20年度 n=321 平成21年度 n=353



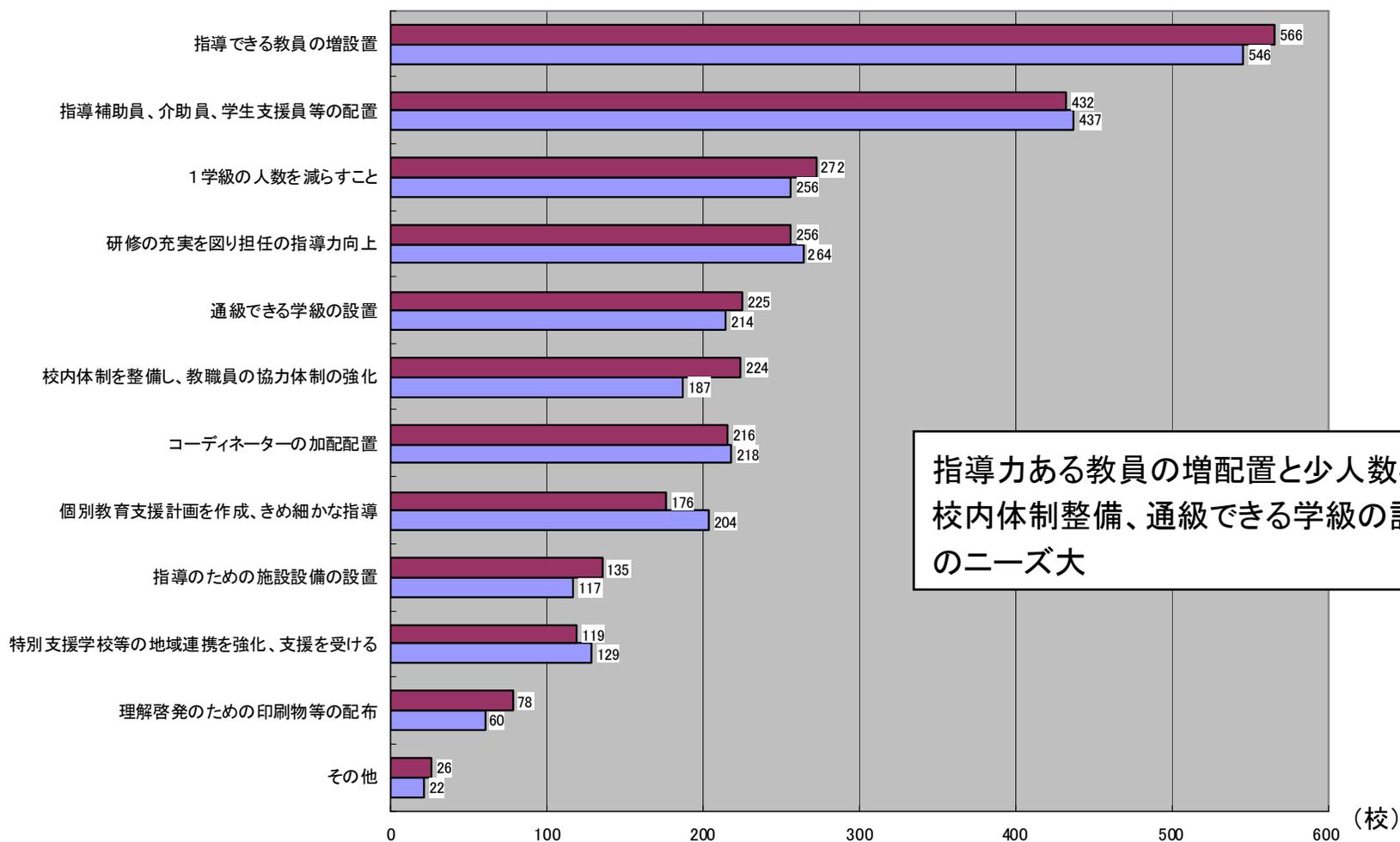
教育推進上の困難解決への対応策

[全連小 特別支援教育委員会 調査結果(H21. 7~8)より⑤]

困難を解決するための対応

(複数回答) 平成20年度 n=764 平成21年度 n=775

■ 21年度
■ 20年度



5. 指導体制・リソースの充実強化

平成22年度予算 教員が子どもと向き合う環境づくりと 新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備

【教職員定数の改善】

定数改善 4,200人 (93億円)

- | | |
|---|--------|
| ①理数教科の少人数指導の充実 | 2,052人 |
| ②特別支援教育の充実 | 1,778人 |
| 小・中学校の通級指導の充実(1,418人)、特別支援学校のセンター的機能の充実(313人)、養護教諭(47人) | |
| ③外国人児童生徒への日本語指導の充実 | 250人 |
| ④食育の充実(栄養教諭定数の充実) | 47人 |
| ⑤教員の事務負担の軽減(事務職員定数の充実) | 73人 |

【退職教員等(非常勤講師等)の活用】

H21 14,000人 → H22 **7,000人** (週12時間換算)

※1/3補助金

- ① 新学習指導要領の先行実施に伴う小学校の授業時数増への対応
- ② 主な教育課題への対応
 - ・ 習熟度別少人数指導、小1プロブレム・中1ギャップ対応、不登校等の生徒指導対応、外国人児童生徒への日本語指導
 - ・ 中学校の武道の充実
 - ・ **特別支援学校のセンター的機能の充実**
 - ・ 経験豊かな社会人の活用 等

②「特別支援教育支援員」の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



学校教育法の改正により、平成19年4月から、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置付けられた。また、発達障害者支援法においても、円滑な社会生活の促進のため、発達障害の早期発見・早期支援の重要性にかんがみ、必要な措置を講ずることが明確に規定されている。

平成19年度より、公立小・中学校における特別支援教育支援員配置に係る経費の地方財政措置を開始

また、障害のある幼児への支援の必要性から、平成21年度より、公立幼稚園まで地方財政措置を拡充
(幼稚園における現状と課題)

- ・ 幼稚園における障害のある幼児の増加への対応の必要性
- ・ LD、ADHD、自閉症等の発達障害のある幼児へ支援体制構築の必要性
- ・ 幼児期からの適切な対応で二次的な障害※を予防する必要性

※二次的な障害とは、外見等で判断しにくい発達障害の場合、困難さを周囲から理解されにくいことに起因する本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題をいう



＜特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置の概要＞

平成22年度措置予定額（21年度措置人数）

公立小・中学校	約408億円	特別支援教育支援員数	約34,000人（約30,000人）
公立幼稚園	約27億円	特別支援教育支援員数	約3,800人（約3,800人）



子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成22年度予算額：7,973百万円（前年度予算額：8,011百万円）

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及

特別支援学校と小・中学校との間における交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供



教育課程の編成等についての実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

特別支援学校等

特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育総合推進事業 予算額：305百万円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談の充実、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、特別支援教育を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。



地域住民への理解・啓発

特別支援教育推進地域(47都道府県)



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会



教員研修(幼小中高)

研究・普及

グラウンドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携

高等学校における発達障害のある生徒への支援



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実



相談支援ファイルの活用

保護者への支援

研究・普及

民間企業 NPO 研究機関等

民間組織等と連携した特別支援教育の推進

教科用特定図書等普及推進事業 予算額：157百万円

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算額：40百万円

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究等を支援する。

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 平成22年度予算額 4,686百万円（平成21年度予算額 4,427百万円）
公立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 平成22年度予算額 2,320百万円（平成21年度予算額 2,219百万円）
公立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 平成22年度予算額 465百万円（平成21年度予算額 461百万円）
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成22年度予算額 計 7,471百万円



発達障害教育情報センターについて

(独)国立特別支援教育総合研究所

URL: <http://icedd.nise.go.jp>

このサイトについて | サイトマップ | 検索

文字の大きさ [小] [標準] [大] | 表示色の変更 [標準] [1] [2] | 音声読み上げ等について

国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育情報センター

支援助導 | もっと詳しく | 教材・機器 | 研修講義 | 施策法令 | 教育相談 | センターの活動

発達障害教育情報センターは教育情報のキーステーション
発達障害に関する教育の虹の架け橋です

はじめての方へ
教職員の方へ
保護者・一般の方へ
教育行政関係者の方へ
海外からご覧の方へ

発達障害とは？

研修講義はこちら

あなたの街の相談窓口

新着・更新情報

- 2010年4月16日 【もっと詳しく】
● 研究所の発達障害関連刊行物 3件追加
- 2010年3月29日 【教材・機器】
● 教材・機器2点追加
- 2010年3月26日 【研修講義】
● 研修講義の活用について 研修講義の活用事例 野尻町立野尻小学校
- 2010年2月26日 【研修講義】
● 研修講義の活用について 研修講義の活用事例札幌市立大通高等
- 2010年2月26日 【教材・機器】
● 教材・機器2点追加

コンテンツのご案内

- 支援や指導方法について知りたい
発達障害のある子どもの気づき、理解、対応の仕方等についての基本的な情報を提供します。
- 発達障害についてもっと詳しく学びたい
発達障害のある子どもの特性に応じた教育的支援に関する研究や文献、研究会等を紹介いたします。
- 教材教具や支援機器が知りたい
発達障害のある子どもの教育に活用されている教材・教具や支援機器等について紹介いたします。
- 研修講義(教員向け)が見たい
発達障害のある子どもに関わる、理解・支援・指導についての教員向けの講義を動画でお届けいたします。
- 国の施策・法令等が知りたい
発達障害に関する国の施策や法令、事業等についての情報を提供いたします。
- 教育相談に関する情報が知りたい
国内の相談機関や海外渡航者に向けた日本人学校等に関する情報を提供いたします。
- 発達障害教育情報センターの活動が知りたい
発達障害教育情報センターの活動の内容・様子をご紹介します。

文字のサイズ
小さく | 標準 | 大きく

標準色の変更
標準 | 表示色1 | 表示色2

音声で読み上げたい方へ
ひらがなで読みたい方へ
色が見にくい方へ

世界自閉症啓発デー
＜特設サイト入り口＞

トピックス

- イベント・研究会情報
- ガイドブック等
- 教材教具データベース
(文部科学省委嘱事業：全国レ親の会作成)

発達障害情報センター
(厚生労働省 国立障害者リハビリテーションセンター内設置)

関連リンク集

アンケートのお願い

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー
4/2～4/8発達障害啓発週間

文部科学省 選定映画

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
Copyright (C) National Institute of Special Needs Education

プライバシーポリシー | アクセシビリティポリシー | お問い合わせ先 | ホームへ

Powered by NetCommons2 The NetCommons Project

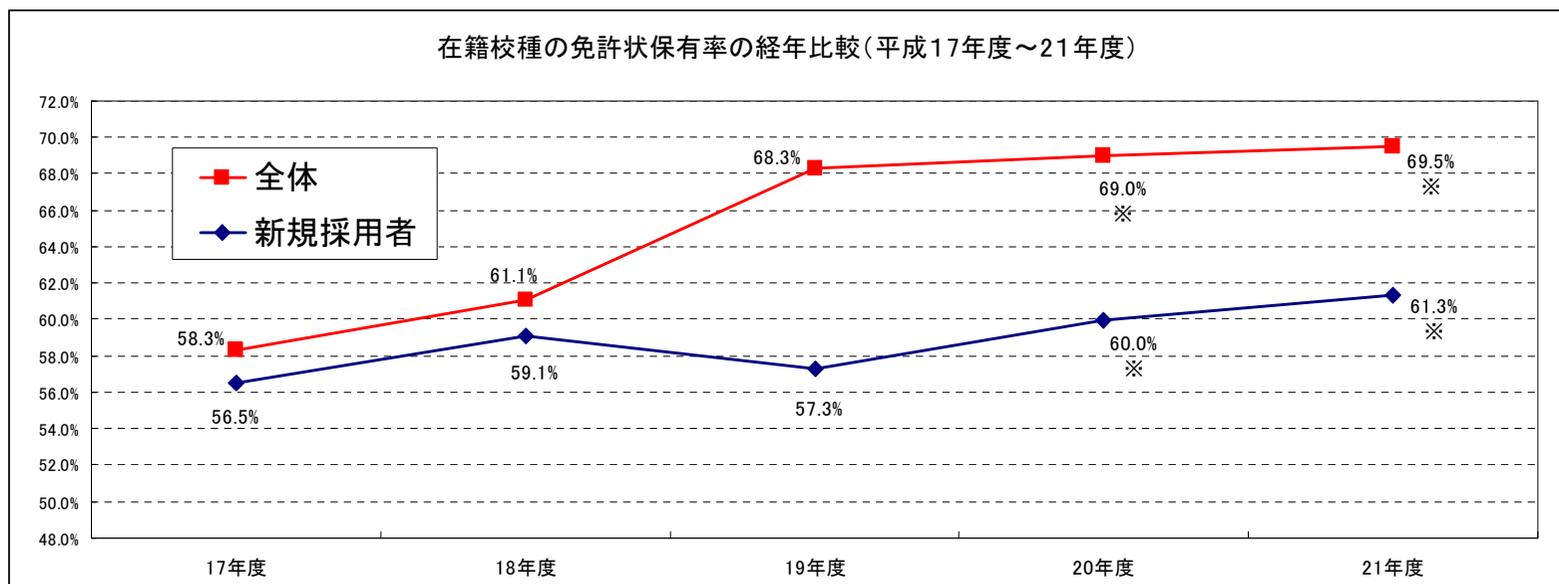
6. その他の課題

- (1) 教員の専門性の向上
- (2) 交流及び共同学習の推進
- (3) 就労支援の促進
- (4) 障害者の権利に関する条約



(1) 教員の専門性の向上

- 特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率ともに微増(平成21年度)
- 教員の研修受講機会の積極的な確保が必要



※平成17年度～18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度～21年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

特別支援学級教員の免許状保有率

- 特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合：
31.6%(前年比0.4ポイント減少)
- 地域間の格差も大(公立小・中の免許状保有率：最高が福井の70.9%、最低が三重の17.1%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	32.0%	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%
中学校	26.0%	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%
合計	30.2%	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%

教員の専門性向上に係る文部科学省の取組

- 特別支援学校教員専門性向上事業（対象：都道府県教員等、平成18年度より）
 - ・ 指導者養成講習会の実施（多様な障害や重度・重複化に対応する適切な指導・支援の在り方、関係機関や地域の小・中学校等との連携の在り方等に係る専門的研修：15日間程度）
 - ・ 22年度：計7大学（岩手大、千葉大、筑波大、上越教育大、大阪教育大、九州ルーテル学院大、鹿児島大）に委託予定
- 国立特別支援教育総合研究所における各種研修等
 - ・ 各都道府県の指導的立場にある者を対象とした研修・研究プログラム
 - ・ 特別支援教育専門研修（障害種毎に3コース開設：約2ヶ月間）、特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会（H21.11開催：3日間）、交流及び共同学習推進指導者研究協議会（H21.11開催：2日間）、発達障害教育指導者研究協議会（2日間）等
- 「特別支援教育総合推進事業」（全都道府県への委託により実施）における特別支援教育コーディネーターの養成研修及び一般教員研修

(2) 交流及び共同学習の推進 ①

○法令上の位置づけ

＜障害者基本法第14条第3項＞

国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。（※平成16年6月改正時に追加）

○教育課程上の位置づけ

- ・ **小・中学校の新学習指導要領**（H20.3）及び**高等学校・特別支援学校の新学習指導要領**（H21.3）において明確に位置づけ
- ・ 特別支援学校においては、計画的・組織的に実施する旨明示
- ・ 趣旨・目的：児童・生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育む（特別支援学校学習指導要領より）

○留意すべき点

- ・ **安全面**での十分な配慮
- ・ **双方の子どもの教育的ニーズ**に対応した内容・方法の検討
- ・ **組織的、計画的、継続的**な実施

交流及び共同学習の推進 ②

○居住地校交流の充実

- ・ 特別支援学校の児童生徒が、各々の居住地との関わりを深めるため、**居住地の小・中学校との交流及び共同学習**を実施
- ・ 進んだ取組として、特別支援学校の在籍児童生徒が、居住地の**小・中学校に副次的な籍**を持ち、直接的交流（学校行事・学習活動への参加等）、間接的交流（学校・学級便りの交換等）を行う自治体あり
 - － 東京都「副籍」（特別支援学校在籍生の約40%：うち約5割が直接的交流）、横浜市「副学籍」
 - － 埼玉県「支援籍」（通常学級、特別支援学級、特別支援学校）
 - － 札幌市「地域学習校」（道立特別支援学校 ↔ 市立小・中学校：直接交流中心）
- ・ 今後、各地域・学校での体制整備、モデル事業（※H22予算新規創設）の実施及びガイドラインの提示等を通じ、こうした取組を一層促進

- （参考）
- ・ 文部科学省HP「交流及び共同学習ガイド」
（www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm）
 - ・ 「交流及び共同学習事例集～よりよい理解のために」
（全国特別支援教育推進連盟発行、税込650円）

(3) 就労支援の促進

○特別支援学校卒業者の状況

就職者:約24%、 施設等入所者6割強

○学校から雇用への流れの強化

- ・本人や保護者の一般就労への意識改革
- ・産業界のニーズに応じた教育の改善（企業実習等）
- ・学校、企業、労働機関が協力した職場開拓

○職業教育・就労支援に重点化した特別支援学校（高等部）の顕著な成果

- ・東京都立永福学園（2007年度開設）、大阪府立たまがわ高等支援学校（06年度開設）、京都市立白河総合支援学校・同鳴滝総合支援学校（04年度開設） 他

(4) 障害者の権利に関する条約



① 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
 - ・平成19年9月28日 署名
 - ・平成20年5月3日 発効
- ※計144カ国・機関が署名済み、うち87カ国が批准
(平成22年6月現在)

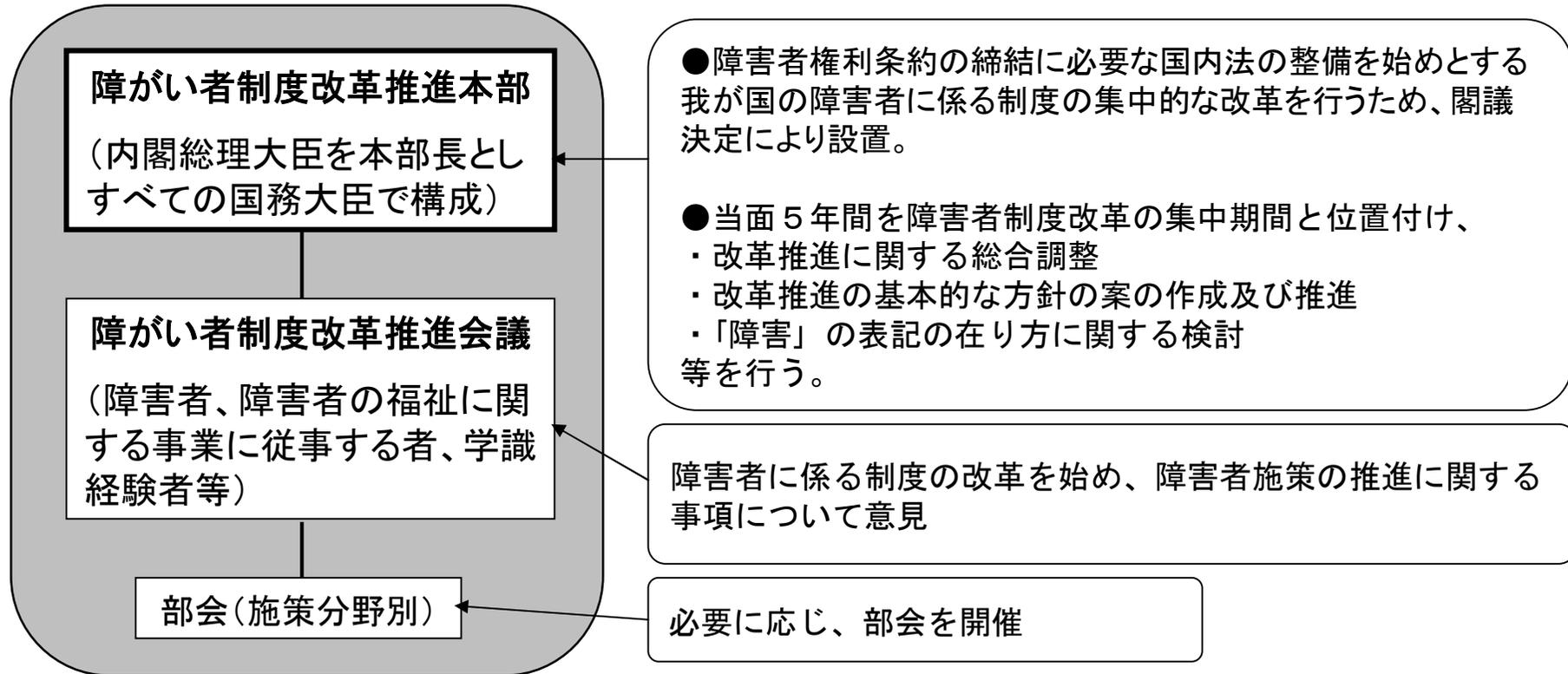
② 教育に関する規定 (第24条等)

包容する教育制度 (inclusive education system)
合理的配慮の提供 (reasonable accommodation)

③ これからの見通し

可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。(政府の「障がい者制度改革推進本部」及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」の下で、教育関係を含め、条約批准に向けた主要な論点につき検討が行われている。)

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関（モニタリング機関）
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

障がい者制度改革推進会議 委員一覧

〔平成22年6月現在〕

種別	氏名	所属・役職等	備考	種別	氏名	所属・役職等	備考
障害者 団体関 係の有 識者 (14名)	小川 栄一	日本障害フォーラム(JDF)代表	議長	障害当 事者以 外の有 識者・ 学識経 験者 (11名)	山崎 公士	神奈川大学教授	
	藤井 克徳	日本障害者協議会(JD)常務理事/ 日本障害フォーラム(JDF)幹事会議長	議長 代理		勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析 部長	
	森 祐司	日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長			北野 誠一	おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	
	尾上 浩二	障害者インターナショナル(DPI)日本会 議事務局長			佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	
	大久保常明	全日本手をつなぐ育成会常務理事			松井 亮輔	法政大学教授	
	久松 三二	全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長			長瀬 修	東京大大学院特任准教授	
	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員			大谷 恭子	弁護士	
	新谷 友良	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事			中島 圭子	日本労働組合総連合会(連合)総合政策局長	
	門川紳一郎	全国盲ろう者協会評議員(注2)			堂本 暁子	前千葉県知事	
	大濱 真	全国脊髄損傷者連合会副理事長			清原 慶子	三鷹市長	
	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長			遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹(注1)	
	竹下 義樹	日本盲人会連合副会長		※注1 遠藤和夫氏(経団連)はオブザーバーとして参加。 注2 全国盲ろう者協会・門川委員の補佐として、福島 智・東京大学先端科学技術研究 センター教授がオブザーバー参加。			
	川崎 洋子	全国精神保健福祉会連合会理事長					
	中西由起子	アジア・ディスアビリティ・インスティテ ート代表					

障がい者制度改革推進会議 文科省及び 教育・学校団体ヒアリング(4/26) 意見陳述団体等

- 文部科学省 (10分)
- 教育関係団体
 - ・全国特別支援学校長会
 - ・全国連合小学校長会
 - ・全日本中学校長会
 - ・全国特別支援学級設置学校長協会 } (5分)
- ・全国特別支援教育推進連盟 (5分)
- ・障害児を普通学校へ・全国連絡会 (5分)
- ・保護者A (5分)

障がい者制度改革推進会議(4/26)

文部科学省 ヒアリング項目

- 教育基本法 差別禁止条項の不存在
- 学校教育法 異なる教育目的の設定
- 特別支援学校の設置
- 特別支援学級の設置
- 就学先決定の仕組み
- 合理的配慮の具体化
- 聴覚視覚に障害がある場合の教育
- 特別支援教育の評価
- 後期中等教育

障がい者制度改革推進会議(4/26)ヒアリング項目に 対する文部科学省意見書ポイント①

【総論】

- 特別支援教育の推進に関する政府としての基本的考え方は、「インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。」(子ども・子育てビジョン〔平成22年1月29日閣議決定〕より)とするもの。
- 文部科学省としては、インクルーシブ教育システムについて、理念だけではなく人的・物的条件整備とセットでの議論が必要と考える。条件整備が整わない中での理念のみのインクルーシブ教育は、結果として、子どもの「能力を可能な最大限まで発達させる」との目的(障害者権利条約第24条)を損なう恐れがあることに留意すべきであると考える。

障がい者制度改革推進会議(4/26) ヒアリング項目に 対する文部科学省意見書ポイント② 人的体制・物的条件整備に係る試算(義務教育段階)

・・・ 障害者権利条約に規定された、子どもの「能力を可能な最大限度まで発達させる」との目的を損なわないようにするため、必要な人的体制・物的条件整備の検討について、以下のとおり二つの想定の下に試算

(想定A)

居住地の小・中学校の通常学級への就学を原則とし、保護者が希望する場合のみ特別支援学校に就学するものとする。この場合、小・中学校においてどのような障害の子どもにも対応できるような条件整備を行う必要があるとの考えの下、必要な条件整備を仮定して試算。

教員等 2兆1,655億円

施設・設備 9兆9,830億円

(想定B)

特別支援教育体制の一層の充実を図りながらインクルーシブ教育システムに漸進的に移行するものとする。就学先の学校については、保護者に小・中学校と特別支援学校それぞれの教育と提供可能な合理的配慮について十分な情報提供を行い、保護者の希望を踏まえつつ、義務教育の実施に責任を有する教育委員会が総合的に判断するとの上記の考えの下、必要な条件整備を仮定して試算。

教員等 1,091億円

施設・設備 1兆2,380億円

(注意) 想定・必要な条件整備は省略。試算については今後詳細な検討が必要なもの。

障がい者制度改革推進会議 第1次意見（平成22年6月）

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」

（教育関係抜粋）①

第3 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

4. 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、推進会議の問題認識を踏まえて改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も踏まえた改革の工程表を示していくべきであり、事項ごとに関係府省において検討を進め、所要の期間内に結論を得て、必要な措置を講ずるべきである。

（中略）

2)教育

（推進会議の問題認識）

【地域における就学と合理的配慮の確保】

以下を実施すべきである。

- ・ 障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。

障がい者制度改革推進会議 第1次意見（平成22年6月） 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」 （教育関係抜粋）②

（推進会議の問題認識）

- ・ 特別支援学校に就学先を決定する場合及び特別支援学級への在籍を決定する場合や、就学先における必要な合理的配慮及び支援の内容を決定するに当たっては、本人・保護者、学校、学校設置者の三者の合意を義務付ける仕組みとする。また、合意が得られない場合には、インクルーシブ教育を推進する専門家及び障害当事者らによって構成される第三者機関による調整を求めることができる仕組みを設ける。
- ・ 障害者が小・中学校等（とりわけ通常の学級）に就学した場合に、当該学校が必要な合理的配慮として支援を講ずる。当該学校の設置者は、追加的な教職員配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずる。

（政府に求める今後の取組に関する意見）

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。

障がい者制度改革推進会議 第1次意見（平成22年6月） 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」 （教育関係抜粋）③

（推進会議の問題認識）

【学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障】

以下を実施すべきである。

- ・ 手話・点字・要約筆記等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員、手話通訳者、要約筆記者等の確保や、教員の専門性向上に必要な措置を講ずる。
- ・ 教育現場において、あらゆる障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保するため、教育方法の工夫・改善等必要な措置を講ずる。

（政府に求める今後の取組に関する意見）

- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

障がい者制度改革推進会議 第1次意見（平成22年6月）

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」

（教育関係抜粋）④

6) 虐待防止

（推進会議の問題認識）

（前略）立法府においては、障害者の虐待防止に係る制度の法制化に向けた検討がなされているが、今後の法整備に当たっては、政府が行う場合も含め、次の方針に沿って検討されるべきである。（中略）

（虐待行為者の範囲）

- ・ 障害者の生活場面に日常的に直接かかわりをもつ親族を含む介助者、福祉従事者、事業所等の使用者（従業員を含む。）に加えて、外部からの発見が困難な学校や精神科を始めとする病院等における関係者についても範囲に含める。

（早期発見・通報義務）

- ・ 虐待の事実を早期に発見できるようにする観点から、障害者の生活に関連する者等に対し、早期発見を促す仕組みとする。
- ・ 虐待の発見者に対して、救済機関への通報義務を課すとともに、当該通報者の保護のための措置を講ずる。

（政府に求める今後の取組に関する意見）

- 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

障がい者制度改革推進会議 開催状況及び今後の開催予定

- ・第1回：1月12日(火) [委員顔合わせ・検討課題の確認等]
- ・第2回：2月 2日(火) [障害者基本法]
- ・第3回：2月15日(月) [障害者自立支援法・総合福祉法(仮称)]
- ・第4回：3月 1日(月) [雇用、差別禁止、虐待防止]
- ・第5回：3月19日(金) [教育、「障害」の表記、政治参加]
- ・第6回：3月30日(火) [司法手続き、障害児、医療]
- ・第7回：4月12日(月) [交通・建物・情報のアクセス、所得保障、障害者施策の予算確保]
(※総合福祉部会の委員名簿公表：計55名)
- ・第8回：4月19日(月) 関係団体ヒアリング(障害者関係12団体)
- ・第9回：4月26日(月) 関係省庁・団体ヒアリング(文科省・教育関係団体〔全国特別支援
学校長会・全国連合小学校長会・全国特別支援学級設置学校長協会、
特別支援教育推進連盟等〕、法務省、総務省)
- ・第10回：5月10日(月) 関係府省ヒアリング(厚労、総務、国交省)、「障害」の表記等
- ・第11回：5月17日(月) 外務省ヒアリング、「第一次意見」骨子案提示
- ・第12回：5月24日(月) 「第一次意見」(制度改革の基本方向) 推進会議案の総合討議
- ・第13回：5月31日(月) 「第一次意見」案の総合討議
- ・第14回：6月7日(月) 「第一次意見」取りまとめ

<以下予定>

- ・6月中・下旬 「第一次意見」踏まえた障がい者制度改革推進本部の方針決定、閣議決定
- ・6/28(第15回)、7/12(第16回)、7/26(第17回)、8/9(第18回)：障害者基本法等に係る討議
- ・並行して、地方公聴会開催、総合福祉部会・差別禁止部会での検討等実施
(※以降、22年末を目途に「第2次意見」取りまとめに向けた討議を継続)

(参考)

子ども・子育てビジョン
～子どもの笑顔があふれる社会のために～
(平成22年1月29日 閣議決定[抜粋])

(別添1) 施策の具体的内容

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

《障害のある子どもへの支援に取り組む》

○障がい者制度改革推進本部における取組

- ・ 障がい者制度改革推進会議の議論を踏まえて、障害のある子どもの支援を含む障害者制度改革を推進します。

○特別支援教育の推進

- ・ インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。

文部科学省ホームページで
特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/

ぜひご覧ください！

